

平成29年12月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年12月 6日 (水)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成29年12月 6日 (水) 午前 8時58分
閉 会 日 時	平成29年12月 6日 (水) 午後 2時41分
委 員 長	川崎 葉子
副 委 員 長	芝寄 和好
委 員	加藤 久子      田中 克美      金澤 孝太郎 諏訪 三津枝      市ノ川 徳宏
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 6 号	鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 7 号	鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 8 号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決
第 7 1 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 5 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 2 号	平成 2 9 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議請第 3 号	保育士の処遇改善を求める請願書	不採択

委員会執行部出席者

（福祉こども部）

福祉こども部長  
福祉こども部副部長  
福祉こども部副部長  
福祉課長  
福祉課副参事  
こども未来課長  
こども未来課副参事  
保育課長

吉田 隆一  
春山 一雄  
永野 和美  
川 篤 利徳  
新井 隆司  
岩間 則夫  
伊藤 和代  
佐々木晴美

（健康づくり部）

健康づくり部長  
健康づくり部副部長  
健康づくり課長  
国民年金課長  
長寿いきがい課長  
健康づくり部参事  
兼スポーツ健康課長

根岸 孝行  
高木 啓一  
清水 恵子  
関根 則男  
福島 光一  
細野 兼弘

（教育総務部）

教育総務部長  
教育総務部副部長  
兼生涯学習課長  
教育総務課長  
生涯学習課副参事

田中 潔  
大澤 昌弘  
岡田 和弘  
大澤 美智代

（学校教育部）

学校教育部長  
学校教育部副部長  
兼学務課長  
学務課副参事  
学校支援課長  
教育支援センター所長  
中学校給食センター所長

服部 幸司  
野本 昌宏  
上岡 勝  
池澤 道弘  
神田 英昭  
森田 慎三

吹上支所副支所長  
川里支所副支所長

新井 巳代子  
大島 幸子

書 記 篠 原 亮  
藤 平 美由紀

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。加藤久子委員と金澤孝太郎委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第66号 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第67号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について、議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議案第72号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議請第3号 保育士の処遇改善を求める請願書の議案5件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー46-6、常任委員会の審査の方法は、議案、予算、請願の順序で審査するのが例であるということから、初めに議案について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。その後休憩して、議請第3号に直接関係のない執行部の退席の後再開し、議請第3号について紹介議員からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第66号 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(こども未来課長) おはようございます。議案第66号 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、平成29年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する等の法律の施行により、鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条

例において、所得税法を引用している部分を改正するほか、文言の整理を行うものです。1つ目の第2条第2項第5号の改正ですが、条例におけるひとり親家庭が第2条第2項で定義されていまして、第2項の第1号から第5号に掲げる児童を監護する家庭をひとり親家庭としております。第5号は、第1号から第4号で掲げるもの以外について定義しているものであり、第5項中のその他の文言は不要であることから整理するものでございます。その他の文言を削除することによって条例におけるひとり親家庭等の定義が変わることはございません。

次に、第4条第1項第1号の改正ですが、所得税法等の一部を改正する等の法律の施行により、所得税法に規定する控除対象配偶者が生計同一配偶者に改められることから、所得税法を引用している部分を同様に改めるものでございます。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) 今の説明をお聞きしますと、おおよそ文言の訂正による改正だと思われそうですが、一応対象者数とか額とかは変更がないかと思われそうですが、その点についての数字を答えていただきたいと思えます。質問いたします。

(こども未来課長) 今回の改正によりまして、人数ですとか、あるいは所得ですとか、そういったものに影響するものではございません。平成28年度の実績ですけれども、今現在の28年度の数字なのですが、児童数につきましては1,053、それから父母と養育者も含めてですけれども、704ということになっております。

以上でございます。

(田中) 総合的な金額についてもお願いします。

(こども未来課長) これも28年度の実績になりますけれども、扶助費として支給されたものですけれども、3,428万7,806円となります。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 4 分)



(開議 午前 9 時 0 4 分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) では、平成 28 年度の実態ということで今こども未来課長より答弁がございましたけれども、この間子どもを取り巻く環境が大きく変化してきていると思いますので、家庭がどのぐらいふえてきているのか、鴻巣市におきましてここ数年の変化につきまして児童数、養育者、また扶助費について答えていただきたいと思います。

(こども未来課長) それでは、平成 26 年度、27 年度の数字のほうでよろしいでしょうか。まず、平成 26 年度ですけれども、児童数が 1,125、父母等が 756、そして扶助費として 3,487 万 9,992 円となります。平成 27 年度につきましては、児童数 1,073、父母等が 718、扶助費のほうは 3,411 万 805 円となります。

以上でございます。

(川崎) そうしますと、この 3 年の数で見えていきますと減ってきているということです。これは、単純に少子化ということでの理由でいいのか、そこについてまず 1 点伺いたします。

(こども未来課長) 対象の児童数ですとか父母等のほうは減少傾向にはございます。しかしながら、扶助費のほうにつきましては、多少増減が繰り返されて減ってきていると。ただし、1 人当たりに換算しますと、26 年度から 28 年度まで徐々に上昇傾向にはございます。また、質問のどういった要因といたしますか、そういったところなのですが、少子化もございますけれども、鴻巣市においては離婚率も少しずつではあるのですが、減少している状況にたしかあったと思っています。

以上です。

(川崎) そうしましたら、1 人当たり、少しではあるけれども、上昇傾向にあるという、この要因についてお聞きしたいと思いますが。

(こども未来課長) こちらにつきましては、年度にもよるのですけれども、冬場のインフルエンザですとか、そういったものが急激にピークと

いうのが少しずれたりという部分もございますので、そういった部分で増減を繰り返しながら少しずつ上昇しているのかなというところでございます。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時08分)



(開議 午前9時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第66号 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) それでは、議案第67号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

第2体育館につきましては、これまで大規模改修を行っていないため、老朽化に伴う雨漏り等の問題が発生していることや新耐震基準前の建物であることから、本年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画におきましても用途廃止施設として位置づけておりますが、安全確保の観点から平成30年3月31日をもって閉館をいたします。これに伴い、条例中の第2体育館に関する規定を削る改正を行うものでございます。以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（田中）第2体育館が来年の3月31日になくなるということですが、隣の愛里巢を利用している方が第2体育館の自動販売機で飲み物を買うという話がありまして、体育館がなくなると愛里巢の利用者が飲み物が買えないので、何とかしてくれというようなお話がございました。その点に関しての考慮、配慮とかは考えているのでしょうか。

（67号と68号を一緒にしているの声あり）

（委員長）では、田中委員、それは68号で聞いていただくということでしょうか。

（田中）68号でね。

（諏訪）公共施設の管理計画の中では来年用途廃止を検討するということがあったと思うのですが、前倒しで体育館を閉館するということの理由をまずお聞きしたいと思います。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）第2体育館につきましては、かなり雨漏りの状態がひどく、これまでも大きな台風ですとか大雨が降ったときについては、アリーナ部分が水浸しになってしまったりということもございました。ただ、最近は大雨でなくても雨が降りますと周りの観客席というところではないのですけれども、ちょっと出っ張った部分があるのですが、そちらのほうに水が入ってきてしまうということで、先日は消火設備のほうに水が入ってしまいまして、火事の警報がとまらなくなるというようなこともございましたので、それに伴って器具庫のほうに置いてあるマットがびしょぬれになってしまったりですとか、床

面がかなり状態が悪くなってきておりますので、そういった意味から危険性があるということで平成30年の3月31日で閉鎖をさせていただくという結論に至りました。

（諏訪）そうしますと、老朽化が思った以上に激しくて、前倒しして解体したほうがリスク回避という意味でもいいことだという判断をされたということでよろしいでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）はい、そのとおりでございます。

（諏訪）実際に利用されている方々への説明が少し後のようだったように本会議の中では伺ったのですけれども、利用されている方々の中からも、例えば雨漏りがひどいときだとか、そういったときにはどうするのというような声とか、実際には届いていたのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）第2体育館につきましては、もう数年前から雨漏りが原因特定できずにおりまして、実際には雨が降って雨漏りをした場合は使えないというような条件の中にご利用をさせていただいていたこともありまして、利用者のほうからは5月の20日に説明会を開かせていただいたのですけれども、その中でも特に閉鎖をするということに関しては、来るべきときが来たというような感覚で捉えていただいたかなというふうに認識をしております。また、広報等でもオフサイト訪問という市長がサークル等に出向いて歓談をする部分があるのですけれども、そのオフサイト訪問の中でも広報を通じて行く行くは第2体育館については閉めさせていただくということでお伝えをしておりましたので、特に閉めることに関して困るということではなく、次はどこを使ったらよろしいかというようなご質問が一番多かった部分でございました。

（諏訪）そうしましたら、次のいわゆるかわりになる体育施設というものはどういったところを予定されているのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）代替施設としましては、こちらのほうからは総合体育館ですとか各公民館の体育室、それから馬室近辺の馬室小ですとか松原小の学校体育施設等を提示をさせていただきま



したが、ほとんどの団体の方は公民館の体育施設あるいは本町コミセンを使わせてもらえないかというようなご相談もございました。こちらのほうは、本町コミセンのほうにスポーツ健康課のほうで連絡をとりまして、使えるということでそちらのほうに移動していただくような形をとっておりまして、総合体育館に移られるというところはございませんでしたが、川里の生涯学習センターの体育室に移られるというような方もいらっしゃいまして、あるいは一人で居合いをされるような方は特に体育施設でなくとも会議室みたいなところでも貸していただければというところで、中央公民館を希望される方もいらっしゃいました。

（加藤）この件に関しましては、3月の本会議のときにもありましたけれども、3月議会の中でそういう方向で決定していて、総合管理計画の資料をいただく前にそういう話がありましたよね。それを見たときに、ここにこういうふうな用途廃止ということになっているのだなというふうなことも思ったのですけれども、今の話を聞いていますと今までに改修、修繕的なものはしていないので老朽化が進んで今に至ったというふうなことの話です。ほかの体育施設を使うような話になっているわけですがけれども、ほかの各公民館とかに、鴻巣市内には公民館に体育施設もありますよね。でも、今私総合管理計画の資料をここに持っていないので、ほかのところの状況がどういうふうなこれからの計画になっているか今ちょっと確認できないのですけれども、ほかのそういった体育施設とかに、これは体育施設なのでそれに限るわけですがけれども、ほかのところはこれから改修をここの体育施設をどうするかというふうな計画がきちんとあるのですか。

みんなかなり用途廃止とか検討とかというふうな計画になっているかと思うのですが、やっぱり今まであったところの施設がどんどんなくなるというふうなことですと本当に市民サービスが低下してくるわけです。第2体育館はかなりの築年数がたっているということの老朽化だと思っておりますが、こういう建物というのは耐用年数というのはいほどのぐらいというふうなことが予想されるのはもちろんあるわけですがけれども、ただ改修を途中でしていけばそれもある程度長く使えるということもあるわけ

です。ですから、私が聞きたいのはほかの体育館を使ってやってくださいというふうなことの話の中で、ほかのところもきちんとこれから計画の中に入っていて、これがなくなってもそういうところが市民が活用できるというふうなことの計画があるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）今ご指摘がありました第2体育館の特に修繕を行っていなかったわけではございませんで、修繕は行ってまいりました。ただ、この施設につきましてはもともと鴻巣市の所有の施設ではございませんで、埼玉県雇用促進事業団が建設をし運営をしていたところでございます。これが平成15年に雇用促進事業団のほうから鴻巣市が払い下げを受けたという形なのですが、そのときから雨漏りがしていたというところで、払い下げを受ける前にその対策として屋根の全面修繕を2,000万円ほどかけて雇用促進事業団のほうが行った後、平成16年度に鴻巣市が払い下げを受けたという形になっております。ただ、当初から全面改修を行っていただいたのですが、雨漏りの箇所が特定できておりませんで、その後鴻巣市としても何度か修繕を行ってはいるのですけれども、抜本的にどこから漏れているのか、どこから雨水が伝わってきているのかというところが特定できませんでした。今でも特定できておらないところでございます。

そういった意味でこれを抜本的に直すということになるとかなりの金額がかかるというところで、12万都市で大きな体育館が2つあるというところで、こちらの第2体育館についてはそこまでの費用がかけられないというところで、しかも耐震基準に合っていないということもありますので、閉めさせていただくという形になっております。ほかの体育施設については、特に用途廃止というふうに判定をされている部分はありませんので、これらについてはきちんと今後とも修繕を行っていくというところで計画をしてございます。

以上です。

（加藤）第2体育館が廃止されるということは、3月の時点で聞いているわけですし、ただ先ほど改修もしていないのでというふうな、そうい

う話があったので、今第2体育館のことを言いましたけれども、ほかのところは用途廃止になっていないので、そういうことをやっていく計画はあるというふうなことで、それが本当にあるということの確認でよろしいのかどうか確認させていただきます。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 他の施設については、用途廃止という部分はありませんので、適切に修繕を行っていく予定でございます。

(芝罘) 今質問のあった中で前所有者から引き継いで買ったということだと思えるのですけれども、雨漏りの箇所も修繕してから買って、雨漏りがまだ直っていなかったと。ということは、住宅で言えば欠陥住宅を買ったわけですね。これ徹底的に前所有者に請求して直させるということが普通なのですけれども、どうなのでしょう。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 払い下げを受けた金額は1万円でございまして、基本的に条件つきで5年間は体育施設として使用していくという条件の中で1万円の金額で払い下げを受けたというところでございますので、その際に雨漏りを直していただかないとということで2,000万をかけていただいて、払い下げを1万円で受けたということでございますので、ちょっとそこまでのクレームは無理なのかなと考えております。

(芝罘) 大変失礼しました。1万円というのは私以前聞いておりました。仕方ない部分かなというところもありますけれども、結構です。以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時24分)



(開議 午前9時24分)

(副委員長) 休憩前に続き会議を開きます。

(川崎) それでは、今この体育施設を使っている方はそれぞれ本町コミセンですか、また公民館の体育施設、川里のほうへということでございますけれども、ということは使っている方はそれぞれ団体、グルー

プといいましようか、そういう方たちで第2体育館が使えなくなってしまうからやめますというような方というのはいなかったのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）説明会のほうにご参加いただいた中では、そういったことはございませんでした。

（川崎）スポーツ健康課長という使命の中では、やはりたくさんの方にスポーツで健康になろうということを知らしめていくという、そのような働きがあるかと思うのですけれども、ともするとこういうことで出鼻をくじかれてスポーツから遠ざかるということのないように、第2体育館は使えないまでも、そのほかにもたくさんこのように体育施設があるのですよという周知ですとか、ウォーキングも含めてですけれども、鴻巣市でスポーツを興していこうという取り組みについては、これまで以上にしっかり図っていくべきではないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）説明会の中でも近隣のスポーツ施設についてはご紹介をさせていただいて、定期的に何曜日の何時から何時までがあいているですとか、そういったところの詳しい具体的な施設の内容についてもご紹介をさせていただきました。そういった中から本町コミセンについては、うちのほうは当初想定はしていなかったのですが、利用者の方から本町コミセンはどうなのですかというようなご質問をいただいて、そちらのほうを急遽確認をとったようなこともございましたが、幸い第2体育館近辺の馬室小学校ですとか、松原小はそれほど利用が混み合っておりましたので、そちらのほうをご紹介させていただいたというところで、ご利用は今後も引き続きできるのではないかというふうに考えております。

また、今回定期的にご利用いただいている団体のみならず、定期的に通ってきていただいていた個人の方が6名ほどいらっしゃいましたので、そちらの方にもお声がけをさせていただいて、説明会のほうにも6名のうち2名の方がご出席をいただきましたので、その方々にも個人的に1人で使っている方が多かったものですから、そちらのほうは体育施設で

はない部分についても確認をとらせていただいて、かわりの場所を探してご紹介させていただいたような形をとらせていただきました。今後とも第2体育館を閉めるということで、周りのかわりとなる体育施設についてはご紹介をさせていただきたいと考えております。

(川崎) 私心配しておりますのは、いろんなところに第2体育館、施設を使っていた方たちが行かれるということは、今度来られたほうが混み合うわけです。その中でいつも毎週水曜日の午前中はうちのグループが使っているのだとか、割と定期的に使っている方たちの中で遠慮して、ではいいですと譲ったり、やめてしまおうというふうにならないようにするということが非常に大事なことかと思ひまして、これについては利用者間でよく話がし合えばいいのしょうけれども、そのような利用者間での話し合いというようなことは、例えばあるということは承知していらっしゃるのでしょうか。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) はい、存じ上げております。それなので、ご利用いただいている何曜日の何時がどこがあいているというようなところでご紹介をさせていただいておりますので、必ず今まで使っていた曜日で時間であればあいているということではございませんでしたけれども、多少1時間ずらしていただければはまったりとか、そういったこともございましたので、ここの部分であれば1時間ちょっとずらしていただければご利用いただけますとか、そういったご相談にも乗らせていただいておりますので、ただ完全に重複している部分については利用者同士の話し合いという形に最終的にはなってしまいますけれども、なるべく重ならないような施設のご紹介をさせていただいたところでございます。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時29分)

---

(開議 午前9時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(金澤) それでは、議案第67号の鴻巣市体育施設条例の一部を改正する

条例でちょっと質問させていただきます。

今各委員のほうから質疑がありまして、体育施設については公共施設等総合管理計画に基づいた形で対応したという形だと思うのです。鴻巣市の場合には、1市2町で合併していますから、ほかの単独、例えば上尾とか桶川とかの市町村よりはそういう施設が多いという状況にはなるのは皆さんご認識していると思うわけですが、その中で先ほど加藤委員が質問がありましたけれども、今後のこういう体育施設云々についての用途の見直し云々については、総合管理計画に基づいた形で当初からスタートするような形という認識にしておいてよろしいのですか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）はい。基本的には管理計画に基づいて修繕等を行っていくという形になります。

（金澤）わかりました。そうすると、どちらかという今回の場合は体育施設が縮小するというような形になってくると思うのですが、現状体育施設が減少するに当たって利用者が、今鴻巣市も健康づくり都市宣言をやっているように、健康推進都市をという動きの中で、きょう学校教育部のほうに来ているのでちょっと聞きたいのですが、小中学校の体育館というのは今までいろいろ改修等をして、かなり耐震等も立派な形になっていると思うのだけれども、体育館云々について小中学校の体育館の一般への開放とか、その辺をどういうふうに考えているのかお聞きしたい。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）学校開放につきましては、体育館、それから校庭についても小学校のほうは全校開放してございます。中学校については、部活動がございますので、必ずしも全て開放できるかというところではございませんけれども、要請開放という形でできる限り一般の方に開放しているところです。それから、鴻巣女子高のほうもお借りをして利用させていただいているところでございます。

（金澤）そうすると、大体やっているとは言っているのだけれども、利用頻度というのはどの程度ですか。大体でいいです。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）利用頻度のほうは、小学校の

体育館で平成28年度の利用者数が8万3,116人、それから校庭のほうは4万7,314人、それから中学校の体育館が2万6,173人、校庭が1,251人という状況でございます。

(金澤) 人数で出されても、実際の団体数がどの程度なのか、その辺が把握していないと、あくまでも行政等の言いわけで人数で多く見えるような形で発表しているけれども、実際は団体はどのぐらいでお借りしているのか、その辺はわかりますか。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 申しわけございません。利用回数については、ちょっと把握はしてございません。人数の報告をいただいておりますが。利用団体数ということであれば、かなりの団体さんにご利用にはなっていると思っておりますが、後ほどまた調べましてご報告をさせていただきたいと思っております。

(金澤) スポーツ少年団とか屋外でやるスポーツ云々がたまたま土日等で雨が降ってしまっていて利用できないという状況の中で、屋内の体育施設を利用して活動するというのはいろいろ聞いております。そういう中で今小中学校の体育施設を利用するということところで、一般の人たちも使えるのだよというような形になっていると思うのだけれども、今体育施設云々についてはインターネット等で予約制になっているのですよね。その辺は、ある程度一般の人にかかなり浸透させたほうがいいのか、また小中学校の学校教育の課程からある程度のものにしておいたほうがいいのか、その辺をちょっと見解をお聞きしたいのだけれども。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 体育施設については、インターネットを通じての予約システムがございますが、小中学校の開放についてはこの中には入ってございません。基本的には小学校区がありますので、その小学校区の単位でご利用をいただくという、地域の施設というような形をとらせていただいております。

(金澤) そうすると、申し込み云々は各学校のほうに申し込むという形でのよろしいわけですね。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 登録をスポーツ健康課のほうにさせていただいて、各学校で開放運営委員会という組織をつくっていた

だいております。学校のほうと利用者さんの代表で組織しているものになります。その中でいろんな団体間の利用の時間が重なったりですとかということがないように、運営委員会の中で調整をしているというようなところでございます。

(市ノ川) 小中学校の体育館とかで老朽化の進んでいるものとかというのはほかにもございますか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 3 6 分)



(開議 午前 9 時 3 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第67号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について。

公の施設は、鴻巣市立第2体育館及び鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設となりますが、執行部の説明を求めます。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) それでは、議案第68号 公の



施設の指定管理者の指定の期間の変更についてでございますが、これは第2体育館とふるさと総合緑道休憩施設につきまして、これまで指定管理者であるシンコースポーツ株式会社、株式会社サンワックス共同事業体が一体的に管理を行ってまいりましたが、第2体育館の閉館に伴い指定管理の期間を変更し、平成30年3月31日をもちまして指定管理者による管理を終了するものでございます。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（田中）先ほどフライングして質疑しましたが、同じ質問でございます。まず、体育館にある自動販売機があるのですが、その休憩室、愛里巢の方がそちらに行って買うには隣でちょうどいい環境であったのですが、今度第2体育館がなくなりますと道路まで出ていかなければならないということで大変不便だという声がありましたので、その辺についての配慮は考えているのかどうかお聞きいたします。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）自動販売機につきましては、現在第2体育館にございます自動販売機も第2体育館のほうで設置しているわけではなく、別の設置者が行政財産使用料をお支払いいただいて設置をしているところでございますので、第2体育館閉鎖後愛里巢のほうにそれを移設するかどうかについては、今現在のところでは把握はしておらないところではございますが、第2体育館閉鎖後はふるさと総合緑道休憩施設の愛里巢につきましては都市計画課の所管という形になっておりますので、そちらのほうに現状の要望等はお伝えをさせていただきたいと思っております。

（田中）都市計のほうにお話をすることですのでありますので、よろしくをお願いします。

以上です。

（加藤）ふるさと総合緑道休憩施設、これが愛里巢ということなのです。本会議の中でもどうするのかというふうな質問が出た中で、緊急に考えていくというふうな答弁があったかと思うのですけれども、3月31日で

一応管理を終わってしまうわけですね。もう今12月で、あと3カ月きりないのですが、それをどこに管理をしていただくという、どういう管理の仕方をお願いするのかわかりませんが……心当たりというか、どこにどうしていただくというか、そういうことが今現在考えられている内容なのかお聞かせください。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）ふるさと総合緑道休憩施設の愛里巢につきましては、第2体育館があったときには指定管理者が……愛里巢のほうに管理者がいてということではなく、第2体育館の事務室に管理者が1名おりました、愛里巢のほうも見ていたという形になるのですが、この後3月31日で第2体育館が閉鎖になりますので、その後については現在のところ都市計画課のほうでその後どこに委託をするのか、あるいは別の指定管理をお願いするのかというところについては、今まさに検討を行っているところということで、本会議のほうでも都市計画課のほうからお答えをさせていただいていると思います。

以上です。

（加藤）都市計画課のほうになるということなのですから、ただ期間の変更ということが今行われようとしているわけですから、それに対してここがどうするかというふうになってくると思うのですが、では都市計画課のほうかもしれないのですけれども、都市計画課のほうとしてどこにどうするかというふうな具体的なことは考えていられるというふうに健康づくり課のほうでも思っているのですか。スポーツのほうでも。それはお任せをしておいて、これは担当が違うので、それはそれでということで、ここで3月31日で切るというふうなことで確認をされているのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）基本的には都市計画課のほうで検討されているかとは思いますが、こちらのほうとしてどうこうというのはちょっとできないので、今までも基本的には都市計画課の附帯施設ということではありましたが、近くに第2体育館がございましたので、うちのほうで一体的に見ていこうということで、予算のほうは都市計画課から出ておりました、こちらのスポーツ健康課所管の指定管理者が一

体的に見ていたという部分でございますので、ここでスポーツ健康課のほうでどうこうするというふうにはちょっと答えられないというところでございます。

(加藤) 健康スポーツ課のほうで云々ではなくて、そういう確認はされているのでしょうかというふうなことをお聞きしたつもりなのですが。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 検討しているというところでお話は伺っております。いずれにしろ、3月31日で第2体育館については閉めてしまいますので、それまでに決定をしないとふるさと総合緑道休憩施設をご利用になられている方に対しても不都合になってしまうと思いますので、それまでには何らかの回答が出てくるものというふうには、それ以前に市民に対して広報等を通じて周知をするものというふうには認識をしております。

以上です。

(金澤) 議案第68号の公共施設指定管理者の指定期間の変更についてお聞きします。

この件については、昨日と議会の本会議の中でいろんな質問をして、内容的には十分議員の皆さんもわかったかなという感じがするのですが、その中でちょっとわからなかったのはふるさと総合緑道休憩施設、愛里巢がそれだけは存続するよというお話なのですが、愛里巢の管理施設の内容というのはどういう、建物と手前の駐車場と向こうにグラウンドゴルフか、施設、あれも全部含まれるのでしょうか。その辺を確認したいのです。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) ふるさと総合緑道休憩施設は、ゲートボール場は含んでおりません。建物と、それから駐車場という形になって、駐車場についてももともとは第2体育館の駐車場が広くとってありまして、愛里巢の駐車場はちょっと狭い部分で7台ぐらいですか、置ける駐車場がございます。そちらのほうはふるさと総合緑道休憩施設の駐車場というくくりにはなっていますが、今後第2体育館が閉鎖になれば第2体育館脇の大きな駐車場も愛里巢の駐車場として活用していく

ような形になるとは思いますが、その奥にあるゲートボール場については、これは愛里巢の所有物ではなく、これはスポーツ施設としてそのまま残るといふような形になってございます。

（金澤）そこがポイントなのだけれども、要は今駐車場が7台愛里巢のほうはあります。第2体育館用の駐車場があそこかなりありますよね。あと貴族院の加藤政之助さんの碑もあそこにあって、その裏側がゲートボール場というか、施設になっているのだけれども、そうすると今加藤委員があったように、総合緑道の愛里巢のほうについては都市計画課が管理しますよと言ったのだけれども、グラウンドのほうは誰がやるのですか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）ゲートボール場のほうは、基本的には市のスポーツ健康課の所有というか、基本的にはこちらで設置をして貸し出しをしているものではないのです。ゲートボール連盟のほうを整備をして、そこをお借りをして使っているような形だと思うのですが、そのような形で、こちらのほうで例えば設置をして、ほかの体育施設と同じように規則をつくってスポーツ健康課のほうに申請をしていただいて貸し出すという施設ではないというところですか。ゲートボールをされている方々が自分たちで整備をして使用しているというところになります。

（金澤）そうしますと、私なんか個人的に考えれば、あの施設も全体の愛里巢の施設にしてしまったほうがお子さんとか幼児が遊ぶ場所とか、いろんな面でプラスになるかなという感じはするのです。行政の場合は縦割り行政になってしまうから、愛里巢のほうは都市計画課がやる、向こうは別の組織がやるというような形だと思うのですが、なっていると思うのだけれども、昨日の答弁でも約900万円ぐらい今まで予算があって、体育館のほうは約680万円ぐらい、愛里巢のほうは200万円ぐらいだよというお話はありました。そうすると、全体の管理も少し体育館の分が減ったわけだから、それをプラスしてあそこ全体を緑道休憩施設という名目の中でどこかの所管が全部管理するような形のほうが、あちこちで分けると何かいろいろ困り事、クレームというところ、所管に電話

するとそっちではなくてこっちですよとか、そういう問題も広がって  
ってしまうので、できれば今後検討するときにあそこを一体の形で関係  
していただければいいかなと。また、手前は今度市の給食センターもあ  
るわけだよね。だから、やっぱりそこも含めた形で全体を1つの施設と  
して考えるべきではないかなと私は思うのですが、その辺は見解はいか  
がですか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）ここで結論は申し上げにくい  
ですけれども、おっしゃることはよく理解いたしましたので、一体的に  
できるようであればそのようなことで検討させていただくということ  
でお答えをさせていただきたいと思います。

（健康づくり部長）第2体育館の関係で、今設計を組んで来年度以降解  
体、更地にする予定なのですけれども、金澤委員がおっしゃるように、  
愛里巢は都市計、第2体育館はスポーツという形で予算的には分けてお  
りますけれども、当然この後更地にした場合の利用等も出てくると思  
います。今検討はしておるのですけれども、ふるさと総合緑道の一環と  
して愛里巢を含めて一体的な施設というのもあり得るかなと、それはこ  
れからの検討になりますけれども、そういう考えもあると思います。そ  
の辺は今後の、私なんかもその辺は利用者に利用しやすいように、わか  
りやすいような利用形態にしていきたいとは思っております。現段階  
ではまだ跡地の利用というのは決定しておりませんので、先ほど言わ  
れたようにその辺も頭に入れまして進めていきたいとは思っております。  
以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第68号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について、公の施設は鴻巣市立第2体育館及び鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時04分)



(開議 午前10時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、既に執行部の説明は終わっております。これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) そうしましたら、第71号の質問を何点かいたします。

まず、6ページの債務負担行為の補正についてです。先ほどご説明いただきました小学校教師用の指導書、あとは教師用の教科書、この購入の件、それからこちらのほうがいわゆる道徳の教科化のことでこの指導書を購入というふうには伺っております。どういった内容の道徳の教科書になるのかということと、指導書の中身、内容がどのようなものを選んだのか、納品が先ほどのご説明ですと1月に納品がされるということなのですけれども、もう選定が済んでいるというふうに思います。その内容を含めてお答えいただきたいと思います。

(学校教育部副部長兼学務課長) まず、道徳の教科書についてでござい

ますけれども、こちらのほうは第7採択地域のほうで採択のほうが行われまして、学研教育みらい発行の道徳の教科書ということで決まっております。指導書のほうの中身についてですけれども、こちらにつきましてはまず各小学校の学年に1冊デジタル教科書であるとか、それからワークシート集であるとか、より教材研究を詳しくしてあるような指導書の研究編といったものが含まれているものを各学年に1冊ずつ購入いたします。そして、残りにつきましては実際の授業を進めるに当たっての展開例が書いてあるものを残りのクラスのほうに配置をし、またあわせて教師用の教科書のほうも配置するというようなことでこちらのほうの予算のほうを計上させていただいております。

以上になります。

(諏訪) 道徳の教科書そのものが学研のみらいのものというふうに今伺いましたけれども、この中身、どうしてここの学研のみらいさんのものをお使いになるのかを伺いたいと思います。

(学校教育部副部長兼学務課長)採択協議会での選定理由としましては、このような理由となっております。まず、主題名を記載せず、児童の主體的な課題意識を大切にした構成展開にしている。児童が考え、議論しやすい問いを厳選している。それから、A4判の大きさを生かし、文字が大きく、行間にゆとりがある。また、写真や挿し絵も大きく記載していると、このような理由から選定の理由となっております。

以上です。

(諏訪) 選定に当たりまして、何社のものをどのようにごらんになられたのでしょうか。

(学校支援課長) まず、出版社についてでございますが、8社でございます。内容につきましては、保護者代表の方のご意見、それから調査委員の意見等を含めまして、先ほどご説明がありました第7採択地区教科用図書審議会のほうで審議をいたしまして、採択案を決定しております。その後本市のほうの臨時教育委員会のほうで、その採択案に基づいて審議をいただきまして決定をしたと、そういった流れでございます。以上でございます。

（諏訪） 道徳を今後教科化するということでは社会的にも非常に問題化されているところなのではすけれども、8社ある中でみらいさんを選んで、保護者の代表の方や検討委員会、審査委員会でしょうか、そういった方々の協議のもとで行われたということなのではすけれども、現実に現物をもちろん見て中身を検討してということだと思っておりますが、済みません、この審議会の委員さんの公募などもあったのでしょうか。

それと、検討委員会がどのぐらいの回数を持って行われたのか伺いたいと思います。

（学校支援課長） 第7採択地区につきましては、本市と北本市、桶川市、伊奈町の4市町で第7採択地区を形成しております。この4市町の中から教員の調査委員、また保護者代表につきましてはその市町の中でどの市町にするかを決めまして、そちらから保護者の代表を選出していただいているという流れでございます。

それと、何回開催されたかということでございますが、第7採択地区の教科用図書採択協議会につきましては2回でございます。

以上でございます。

（諏訪） そうしましたら、教師用の指導書の件ですけれども、こちらのほうもそういった第7採択地区会でしょうか、そのところで教師用の指導書に関しても選定を行ったのでしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長） 教師用の指導書は、各教科書発行会社のほうが作成をしておりますので、本市の場合は学研みらいということで教科書のほうを採択しましたので、そちらの学研みらい発行のほうの指導書のほうを使用するという形になっております。

（諏訪） 先ほどデジタル教材でしょうか、それとワーク何とかということなのではすけれども、このデジタル版にしたというのは要するに学年で1冊ということではすよろしいのでしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長） 1つは指導書のほうはセット単位で販売されているものと分冊購入可という2つになっておりまして、セット単位で購入をさせていただきますとそちらのデジタル教科書のほうがあります。また、ワークシート集のほうも入っているという形になります。



ので、こちらについては価格のほうも比較的高いものですので、学年に1つという形で学年のほうで使い回しをしていただくというふうに考えております。内容的にはそういう形になります。

（諏訪）デジタル教科書、これは既に小学生たちにも各教科でデジタル教科書が使えるような仕組みにはなっているというふうに私認識しているのですけれども、それと同じもの、機材を使ってソフトだけ入るといふ、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長）はい、そのような形になります。ソフトの部分のほうについて購入をして使うという形になります。

（諏訪）そうしますと、最後になります。教科化にするということで、子どもたちの心の中を点数化するというところで、教員の方からは本来心の中を点数化するというのは非常に難しいよねという声も聞かれていますのですけれども、今回中をごらんになられて教科化するに当たって教育委員会さんとしてはどんなところが問題で、どんなところが進められるというふうにお考えか伺いたいと思います。

（学校支援課長）特別な教科道徳につきましては、もう既に来年度から実施されることが決まっておりましたので、各学校では特別の教科道徳に向けての授業等を既に実施している状況でございます。大きく変わった点といたしましては、今までは読み物教材の中の登場人物の心情等について話し合うということが中心でございましたが、新しくは問題解決的な学習あるいは体験的な学習、一例を申し上げますと、例えば教材の中に出てきたものにつきましてペアやグループで話し合いを行う学習、あるいは役割演技を行う学習などが今現在行われている状況でございます。また、評価につきましては授業の様子を中心に児童の道徳性の成長の様子等を評価していくということで、今後各学校には周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（諏訪）続けてでよろしいですか、済みません。そうしましたら、71号の11ページです。申しわけありません。今のは歳入の部分ですので、歳出の部分でお伺いしたいと思います。15ページの民生費のところなので

すけれども、まず一番上の福祉課の地域福祉計画策定事業、ここがアンケートを実施するということですのでけれども、アンケートの内容と、それから対象になる人数など、そしてそれをどのように活用するのかということ伺いたいと思います。

(福祉課長) まず、アンケートの対象者になりますが、こちらについては地域福祉関係者として自治会長さん、町内会長さん、そして民生児童委員さん、それとボランティア団体等を対象としております。今回の計画は第3次ということなのですが、第2次ときにはそのような方たちにお送りしまして、約600人ほどを対象としております。内容については、地域福祉計画についてなのですが、この計画については地域福祉推進のための施策や住民の地域福祉への参加を促進する仕組みをつくる計画になっております。したがって、高齢者や児童、障がい者などの分野ごとの縦割りではなく、住みなれた地域で行政と住民が一体的となって支え合うような総合的な地域福祉を目指す計画となっております。

次に、活用方法なのですが、市では今第3次の地域福祉計画ということで行いますけれども、それと並行というか、一体的に鴻巣市社会福祉協議会のほうで計画を……こちらの計画については第3次鴻巣市地域福祉計画ということで福祉課のほう、それと伴って鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画というものを一体的につくる予定です。その中で見守り員だとか、そういった地域の人たちが一体的になるような活動にこういう計画を持って、そしてこういう設置を今後進めていきたいと思います。協議会の中で計画を作成していく予定となっております。

以上です。

(諏訪) 第2次のときの結果が600人の対象者だったということなのですが、回収した数字などはわかりますか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時39分)



(開議 午前10時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉課長) 済みません。先ほど言った数字なのですが、回収の数が557でした。

(諏訪) かなりの回収率、600人対象で557の方がお答えになっているという……

(福祉課長) 対象については、700を超えていると思うのですが、その中で回収率が約557という数字です。

以上です。

(諏訪) 回収率が非常に高い、地域で活躍されている方々、民生委員さんとか児童福祉委員さんとか自治会長さんの、本当に地域の福祉をどうしようかと考えていらっしゃる方々の意識の高いあらわれかなとは思いますが、先ほど内容について福祉見守り員でしたっけ、の役割というものも非常に難しいところがあって、私も地域でいろいろな声を聞きますと福祉見守り員になったのだけれども、私のほうが見守られたいというようなことだとか、あとはどこまでどんなふうにしたらいいのかなか難しいのだというようなお話も伺うのですけれども、今後もこの福祉見守り員の制度なども含めてアンケートの対象というふうに、中身的に深めていくという内容なのではないでしょうか。アンケートの内容について、済みません。

(福祉課長) 今お話のあったそういった見守り員の内容についても、どういうものがいいのかということも含めて、アンケートの内容となると思います。第2次のときのアンケートの内容なのですけれども、やはり地域の活動ということで近所の人とのおつき合いについて伺っていることだとか、あと困ったときの安心して暮らすために必要な取り組みについてとか、そういったことの課題等、意見等を集約しております。

以上です。

(諏訪) 続きまして、今のページの介護保険の特別会計の拠出金、制度の改修ということで、これは本会議場でもあったかと思うのですが、マイナンバーの情報連携ということでシステムの改修というふうに考えてよろしいのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 今回の改修につきましては、マイナンバー制度の

改修及び介護保険制度の改修、2つの改修で必要な費用となっております。

以上です。

（諏訪）介護保険の制度とマイナンバーの制度なのですが、現在のシステム、介護保険の独自のシステムをお使いになっているわけですよね。そこにももちろんマイナンバーのメニューも入ってきているというふうに思うのですが、さらに今回の改修、マイナンバーのこういったところの改修がソフト的にされるのかを伺いたいと思います。

（長寿いきがい課長）マイナンバーに関しましては、国が提供している中間サーバーというところに介護保険の情報を提供する、そういう形になっております。今回の改修は、国の中間サーバーに提供する情報が、情報システム課からの話ですと項目が追加、または項目の変更があったということなので、その部分で改修が必要になる。そのための予算計上ということで今回載せさせていただきます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、今後もそういったマイナンバーの絡みの、例えば新たな項目がふえたり、減ったりということはないかもしれないのですが、そういったときに常に介護保険のシステムも改修が必要になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（長寿いきがい課長）国のマイナンバーをどのように取り扱うかになると思うのですが、基本的には全国一律で同じことをやらなければいけませんので、国のほうでこうしろという指示が来れば全て改修をしていくこととなると思います。

以上です。

（諏訪）最後に、介護保険のマイナンバー絡みですが、今回の改修に伴う、例えば申請書類、利用者さんが申請する際の申請書類に何か変化がありますでしょうか。

（長寿いきがい課長）マイナンバー制度が始まったときに、申請に必要な書類が幾つか出さなくていいというふうになっております。今回の改修は、あくまでも中間サーバーに載せる項目とかの変更ですので、必要

書類がふえる、減るといふところの変更はないといふふうに聞いております。

以上です。

(諏訪) そうしましたら、21ページの学校支援課です。給食室の工事がもう既に行われていて、予算の流用をしてこの金額が必要だったといふふうに思いますけれども、これで全て前回の異物混入のところは修復が終わったのでしょうか

(中学校給食センター所長) はい、全て終了しています。

(諏訪) 給食室が使えない時間帯が何日か続いたと思うのですけれども、そのときの振りかえの作業というのですか、そういったものにかかわる費用というのは今回は特にないということですね。

(中学校給食センター所長) 給食室は、結局水道課の給水車を使って給食は提供しましたので、特に振りかえ等は生じていません。

(加藤) まず、6ページの債務負担行為のところですか。先ほど諏訪委員のほうからもありましたけれども、道徳の教科書の件で学研教育みらいといふところの教科書を採用したといふふうなことなのですが、本当に道徳といふのは絶対こっちがいいとか、絶対これが悪いとかとなかなかその判断といふことが道徳的なことで大変難しい内容になるかと思うのです。教科書に基づいて教職員の方が子どもたちに授業をするわけでしょうけれども、なかなか本当に教科書にあるのが全てとは私は思えないのです。教職員の人たちによってどういうふうに道徳といふことを教えるかといふことが本当に難しいと思うのですが、それに伴って教職員の方の道徳についての研修的なそういうものといふのは行われているのでしょうか。もう既にやっているといふふうな話もあったわけですが

(学校支援課長) 毎年学校には学校訪問という形で教育委員会がお邪魔をして授業を見せていただいて、それに対して指導といふのをしております。大きく分けますと教科を見る訪問と、今29年度は道徳がまだ教科になっておりませんので、領域という形になりますが、今年度におきましても領域、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、小学校でいいま

すと今年度は外国語活動、この4つの領域のほうで授業公開をしていた  
だく学校につきましては私のほうからも全体指導を行っておりますし、  
また分科会で担当の指導主事より特別の教科、道徳を踏まえた指導の方  
法等につきましても指導しているところがございます。また、委嘱研究  
で道徳を研究している学校もございました。その学校の研究発表の際に  
も、私の全体指導もしくは道徳に造詣の深い先生の講演会等を行いなが  
ら研修を深めているところがございます。

以上でございます。

（加藤）道徳が教科化されているということで、来年度からきちんと教  
科化されるわけですけれども、それに対して子どもたちの評価をする  
ということは本当に難しいと思うのです。私自分の子どもが通知表の中  
に子どもの性格、あと短所、長所というものを書いてくださいと最初の年  
度初めにそういうようなことがありますよね。今はそういうことはない  
のかもしれませんが、そういうことがありました。私性格にしても必ず  
この性格が悪い、この性格がよいというふうには判断できないという  
ふうに思っているのです。ですから、あるときによってはこの性格が悪  
くなることもあるし、よくなることもある。道徳というのもそういう内容  
が非常にあるかと思うのです。

今までも教科化はされていなくても、道徳の授業というものはあったか  
と思うのですが、そういう中で本当に今までは登場人物についてみんな  
で話し合ったりとか、そういうことをしてきた。それぞれがいろんなこ  
とを話をするわけですから、やったと思いますけれども、教科書となる  
とこういうことがこうだというふうなある程度断定的な内容的なもの  
があるかと思うのです。そういうのを子どもがそれを道徳の教科書を読  
んだ中であなたはどう思いますかとか、いろんなことを聞いた中でどう  
いうふうに子どもの評価をするというのが非常に難しいと思うのですが、  
教育委員会としてもその辺の判断というか、ことを教職員の方が非常  
に悩まれると思うのですけれども、教育委員会としてはその辺は事務的  
にはないですけれども、その辺の判断でというふうに思っていられる  
のか。どういうふうなことで教育委員会として思われているのかを聞いた

いと思います。

（学校支援課長）まず、評価につきましては先ほど諏訪委員さんからもございましたが、1点補足をいたしますと文言での評価という形になります。また、道徳的価値につきましては1つの価値についていろんな方面から子どもたち、大人もそうですけれども、子どもたちも考えると思います。例えば授業を実施していく中で、あるいはペア学習で友達の意見を聞き合う中で、最初に自分で思った考えが当然変容してくることもあるかと思います。変容しない場面もあるかもしれません。そういった意味で子どもたちがどう考え、どのような成長の様子が見られたのかということにつきまして、繰り返しになりますが、文言での評価になります。埼玉県教育委員会のほうから小学校教育課程指導評価資料というものが出ております。そちらには、道徳の評価欄の記入例のようなものも示されておりますので、今後学校にはこれを一つの参考として評価をしていただくように周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（加藤）本当にこの件に関しては慎重に教職員の方にもかかわっていただきたいなというふうに思っています。

次の外国語指導手配の、これも来年度に向けて今債務負担行為でやらなければというふうなことでこういう計上をされているわけですが、来年度は15名というふうなことで、今英語に力を入れるような、そういう内容になってきているわけですが、15名というのは今までと人数は変わらないのでしょうか。

（学校支援課長）今年度に関しましては、小中学校合わせて業者と労働者派遣委託契約をしているALTにつきましては12名でございます。よって、来年度は3名の増員をお願いしているものでございます。

以上でございます。

（加藤）より一層強化された中での子どもの指導ができるというふうに理解してよろしいわけですね。

（学校支援課長）来年度から新学習指導要領の移行期間に入ります。小学校におきましては、平成32年度から全面実施でございますが、来年度

からは移行期間に入ります。今回の新学習指導要領が改訂されまして、いろいろな面で改訂が行われましたが、特に大きなポイントにつきましては、先ほど委員さんからもありましたが、高学年の教科化、中学年の外国語活動の導入が予定されている外国語教育であると考えております。平成32年度から全面実施になりますと、高学年は現在実施している35時間の外国語活動が70時間の外国語となります。中学年は、新たに35時間の外国語活動が実施されることとなります。先ほど申し上げましたように、移行期間が来年度から入ります。30年度、31年度でございます。移行期間における実施時数でございますが、文部科学省から中学年で外国語活動は15時間、高学年は外国語を50時間実施と文部科学省ほうからは示されております。

ただ、本市におきましては既に平成26年度から川里中学校区で小学校外国語教育における早期教科化、中学校における教育内容の高度化等に関する研究を進めております。現在川里地区では、小学校で学んだ児童が中学生になり、4年間という長期にわたる研究の成果を実証されることとなることを踏まえ、川里中学校区の研究を鴻巣市内全体に広めていくとともに、新学習指導要領が全面実施となる平成32年度においては鴻巣市内全ての小中学校が足並みをそろえてスタートすることが重要であると考えております。そのため、本市では来年度、平成32年度の移行期間から全面実施に近い形で実施する予定でございます。それに伴いまして、現在の12名から3名増の15名のALTの増員をお願いするものでございます。

以上でございます。

（加藤）今国際化社会の中で英語のことがこういうふうに強化されて、授業時間数もふえるというふうなことは、それ1つをとればもちろんいいことかなと私も判断するのですが、それに伴って小学校の中学年、高学年というふうなことでしますと、ほかの授業時数にかなり影響が出てくると思うのですが、今まで本来ですと1年生なんかは6時間なんていうのは前はなかったかと思うのです。だんだん授業時数が足りないというふうなことで6時間の授業が週に1回とか2回とかふえる。高



学年もだんだんそういうふうになってきていると思うのですが、ほかの授業に影響というものは及ばないのでしょうか。

（学校支援課長）委員さんのおっしゃるとおり、当然時数がふえるわけですから、全体の授業時数がふえてくることになります。そのことにつきましても、教育委員会でも4月当初より何度も論議をしてまいりました。現在授業時数の増加につきましても、少なくとも移行期間の2年間につきましても教育課程特例校の申請を行い、授業時数を増加せずに実施する予定でございます。その形で今申請をしているところでございます。

以上でございます。

（加藤）ゆとり教育とかやってきた中で本当はぎゅうぎゅう詰めないろんなことがされるって、子どもたちも戸惑うという、そんなところがあるかなと思うのですけれども、その辺はプロの方として見守っていききたいなというふうに思っています。これは以上なのですけれども。

次の海外派遣なのですが、来年度も20名のオーストラリアというふうなことでの業者委託をするというふうなことでの債務負担行為になっているわけですが、前々から私も20名でなくて、たとえ1人でも2人でもふやしてほしい。

また、中学3年生が夏休みというのは部活も終わった中でということもあるかと思うのですが、なかなか3年生は進路的なことに取りかかれない時期に入ってくる中で、海外派遣に行ってきた後いろいろなその実績を踏まえた中で活動していくというか、中学校生活を送っていく中で、中学2年生に持っていったほうがより効果的ではないかというふうなことを前々から思っているのです。英語が話せないとか、いろいろそういうことがあるのでできないというふうな、私鴻巣で質問したかしていないかわからないのですけれども、前々からそんな話をしたことがあるのですが、今いろんな塾とか、いろんなことをやっている子どもたちが多くなっていますし、英語力というのは2年生でもかなり、絶対英語ができなければ、この前私報告会も聞かせていただいて、説明するのも英語でしているというぐらい、こういうことなのだなとは思いま

したが、2年生でもそういう子どもたちというのはたくさんいらっしゃると思うのです。いろんな進学とかそういうことを考えた中で、2年生にというふうなことのほうが私はいいのではないかと思うのですけれども、来年も20名ということなのですからけれども、やはり人数をふやす考えがないのか、あるのか、中学2年生に移行するというふうなことの考えを検討したのかどうかということをお聞きしたいと思います。

(学校支援課長) まず、人数でございますが、派遣先のボーカムヒルズ高校には日本語クラスがございます。そこで学ぶ生徒とバディーを組んで英語レッスンやホームステイなどを行っております。現地での受け入れ態勢もございます。また、外国ということを考えますと安全面から考えても、現行の20名が適切ではないかと、このように考えております。続きまして、中2生が適切ではないかというご質問でございます。応募資格には英検4級取得者、または同程度の力を有する生徒というふうにうたってございます。英検4級ということに関しましては、中2が不適切ということではございませんが、先ほど委員さんからもございましたけれども、英語力、特に外国へ行って実際に英語を使って話すという意味での英語力、また一番大きなものとしては部活動の面がございます。ちょうど海外派遣の時期が中学校3年生が引退して中学校2年生に部活動の中心が移ってくるという時期でございます。こういった時期的なものを考えますと、教育委員会といたしましては中学校3年生が妥当ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

(加藤) では、次に行きます。

15ページの先ほど諏訪委員のほうからもいろいろとありましたけれども、地域福祉計画に関してですが、今までの中で実際福祉計画を立てて既にその計画に基づいて実施してきているわけですからけれども、その中で何かふぐあいというか、こういうものはやっぱり見直していかなければならないという項目があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

(福祉課長) 今回第3次のアンケートをとるのですが、その際に2次のアンケートと同じような内容になるかと思うのですが、それをもって回

収をして比べるような形でどこが課題があるのか、その辺を調査しているかと思っております。

以上です。

(加藤) 以前の福祉計画の中に、吹上地域においては支部社協というものは一切なかったのです、最初の計画の中で。今現在支部社協、5つでしたっけ、5つのブロックに分かれてやっていますが、ほかのブロックの内容はよくわからないのですが、私のブロックの中で支部社協ができたからといって何か今までの福祉的なことで変わったことがあるとは感じているものがないのです。私も地域福祉計画のことに一回かかわったことがあるのですが、そのときには支部社協というものは社協があって支部だから、そこに職員さんがいて、そういう支部的な、そういう支部社協というものがあるのかなというふうに思っていましたら、吹上でいえばセンターですけれども、そこが事務局になっていろいろアドバイスしてくださったりはするけれども、本当に支部社協としては研修会をやるとか、つい先日もありましたけれども、そういう研修的なものとか、そういうものをするだけで、それは別に支部社協にならなくても以前からそういうことも吹上地域なんかはやっていたりしたのですが、もうちょっと具体的な計画内容をぜひとも考えてほしいと思うのです。

福祉見守り員、吹上地域は福祉委員ということで20年近くそういうことをやっているわけです。それが計画ができてから鴻巣地域にも見守り員というものができるようになったのですけれども、吹上地域はやっと何となく根づいて、随分各人のところまで入っていてもいいというふうな、そういう位置づけがだんだんされてきて、訪問するとか何かするところまで来てはいるのですが、そういう福祉見守り員って格差があると思うのです。鴻巣地域と吹上のもっと前からできているところがあるのですが、ただ計画をつくるというだけでなくもっと机上だけの話でなくて具体的な、地域福祉ですから、地域の人たちがかかわってできるような活動計画、社協のほうでそれはつくっていくのかなと思うのですけれども、それのもとになるのが地域福祉計画ですよね。ですから、それに基づいて社協が活動計画をつくれるような、そういう計画を、ただア

ンケートをとって、今までと同じようなというふうなことではちょっと違うのではないかなと思いますので、その辺どのような考えの中でアンケートをとってこれから計画を立てようとされているのかをお聞きしたいと思うのですけれども。

(福祉こども部長) 今委員さんのほうから発言がありまして、かなり格差があるというような、吹上と鴻巣地域でというようなことは今現在はいりません。鴻巣地域のほうの支部社協のほうでもかなり活発な活動をしているところが、地域懇談会等をかなり頻繁に開いているようなところもございませう。そういった活動が本当の意味での地域活動、地域福祉の活動でございませうので、そういった支部社協の活動はかなり活発に行われていると思っております。認識しております。その活動をやる中で、例えば鴻巣地域でいえば田間宮支部社協であるとか馬室支部社協、松原支部社協、常光支部社協等がかなり活発な活動をしております。その中でその活動をやる方たちが活動をやる中でどういった問題点があるのかというのを探るためのアンケート調査というふうに認識しております。

以上です。

(加藤) 支部社協の関係なんかは、逆に前から鴻巣はあるわけですよ。ですから、鴻巣地域には支部社協というものは吹上ができる前からありましたよ。逆にそういう意味では、鴻巣地域のほうがいりんなことの意味で早くから活動していることがあるのかなと思うのですが、私のいるブロック内に限ってなかなか支部社協といっても何をしているのかがよく見えないというのがあるのです。それは、それぞれのところのやり方があるので、それはなのですけれども、格差がないというけれども、支部社協の場合は、ほかのところはわからないですけれども、私先ほど格差と言ったのは福祉委員と福祉見守り員のそういうところは、吹上はかなり充実した中でいろいろとやってきているのがあるのかなと思うので、その辺活動内容的に違う面もあるのかなと思うのですけれども、とりあえずそういうことが具体的に地域の人ができるかということを中心にきちんとしてきた中で計画を立てていただきたいというふうに思

うという、そういうことなのです。格差があるから云々ということではなくて、本当に具体的な地域の人たちが福祉的なことができるような、そういう具体的な策定をしてほしいなというふうに思うのですけれども、どんなふうな考えですかというふうなことを聞いたわけです。

（福祉こども部長）今地域懇談会というようなものについては、まさに鴻巣の支部社協のほうには最初は委員さんがおっしゃったように、地域のコーディネーターであるとか地域福祉委員であるとか福祉見守り員がいなかったところがそういうのをつくってきて、その人たちが地域懇談会等を活発に鴻巣でも先ほど言った地域の支部社協等では行われておりますので、ですからそれとともに吹上のほうも吹上の支部社協の自分のところの活動内容について支部社協としてやっていってほしいと思うのですが、その中でそういった問題があればそういった点をアンケートで吸い上げたいというふうに考えております。

以上です。

（加藤）では、21ページに行きます。

学校給食の関係なのですが、先ほど揚げ物機が出火したというふうな話があったかと思うのです。どういうときに揚げ物機のところが出火してしまったのか。それで、それに対して事故的なことがなかったのかを伺いたいと思います。

（中学校給食センター所長）揚げ物機で揚げ物をしている途中に、窯がありまして、その奥に煙を出す排煙する部分があるのですが、そこから少し炎が立ち上がったと。危なかったのですが、それで使用を停止したということで、特に事故等はございませんでした。ただ、危ないのでその後は使っていなかったということです。

以上です。

（加藤）油ですから、何もなくてよかったなというふうに思います。その下の体育施設の関係なのですが、私直接見に行っていないのでわからなかったのですが、何か今回の台風のときにいろんな……例えば仮設トイレとか、いろんなそういう機器が置いてありますよね。何か今回は何で撤去しなかったのかなと、そんな話が聞こえてきて、私も終わった

後だったので、そうなのですかというだけで自分で直接は見に行っていないのですが、まず撤去がしなかったのか、できなかったのか、ちょっとその辺をお聞きしたいのですけれども。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 今回確かに撤去は行いませんでした。といいますのは、例年7、8、9月というのが出水期というふうになっておりまして、上流のダムの満水率もこの時期だけ変わっております。10月に入りますと、通常の運用に戻るということで、ダムのほうにも確認をいたしまして、恐らく放流はないだろうというようなところで撤去のほうは見送りました。ただし、ダムのほうの放流はなかったのですが、降った雨で増水をしたという形になっております。実際のところ、あそこを全部撤去しますのに2日間かかりますので、実際に撤去するとなりますと2日前にクレーンのレンタルの予約を入れなければなりません。

今回地元でコスモスフェスティバルが予定をされておりました。通常撤去を行う場合には、撤去したものは全てコスモスアリーナの敷地内に保管をするのですが、コスモスフェスティバル開催のためにコスモスアリーナの敷地は全てフェスティバル用のテントですとかステージ等で埋まっております、上に上げることもできなかったものですから、恐らく水は上がらないだろうという予測のもとに撤去を行いませんでした。幸い、水は上がってしまったのですが、それぞれの施設の被害は一切ございませんでした。水は上がってしまいましたが、管理棟のガラスが1枚割れた程度で、トイレも水の中にはつかったのですが、非常に短時間でございました。朝の6時ちょっと過ぎぐらいですか、そのぐらいから水が、吹上の場合は上流からではなく下流から水が上がってまいりますので、ちょっと真ん中のほうが高くなっている関係で逆流の下流のほうから水は上がってまいります。6時過ぎに水が入ってまいりまして、ちょうど管理棟の軒下ぐらいまで、9時ぐらいがピークでしたかと思いますが、3時間ほどで水が引いてまいりまして、特に附帯設備にこれといった損傷はなかったのですが、置いていかれた土砂がかなり多かったものですから、広範囲にわたったもので今回の補正を上げさせていただいた

という形になっております。

以上です。

(加藤) それと、あそこの場所の整備をやっと11月29日からぐらいでしたっけ、できるように、使えるようになるというふうなことで、ファクスか何かまでいただきましたけれども、整備に入る時期が11月の第2週目ぐらいでしたか、私も11月の23日、毎年1回パークゴルフを学校関係で使うことがあったので、それをどうするかということで問い合わせをしたのです。そうしましたら、来週整備に入ると思います、ただ整備に入ってもそれがすぐ使えるようになるかどうかわからないということで、では2週ぐらい待ってからというふうなことで待ったのですけれども、整備に入る時期が業者さんというか、きのうの話ではわらとか何かを職員さんが随分片したとか何かという話もありましたけれども、直接業者というか、そういう方をお願いをしてという時期がちょっと遅かったのかなと私なりに感じているのがあるのですけれども、その辺なかなか相手の方がいらっしゃるわけですから、そんな簡単ではないというふうに言われるかもしれないのですけれども、そういういきさつというか、経過をちょっとお願いします。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 実際には10月23日に水が上がりまして、24日の火曜日、水が引いてすぐですか、グリーン上のヘドロについてはすぐにどけてしまわないと芝が枯れてしまいますので、スポーツ健康課の職員総出で2日間にわたり36ホール、隣のソフトボール場が水浸しになっているのを、その水をポンプでくみ上げまして、36ホールのグリーン上のヘドロについては全て下のほうに落としました。ただ、落とすだけではフェアウエーですとかラフの芝が今度は腐ってしまいますので、早急に業者のほうに連絡をとりまして、土砂の撤去に関する見積もりをお願いしたところなのですが、ただどうしても乾燥しないと土が取り切れないというところがございます。2年前にも同じように土砂が上がったのですが、そのときはかなり厚みのある堆積で、狭い範囲に厚みがあったものですから機械が使えたのですが、今回は薄く広く土を置いていかれてしまったものですから、全て手作業で土をどけなけれ

ばならないということで、11月5日から業者のほうには入ってもらっており、11月28日まで作業を行っていただいて、29日から再開をしたというところでございます。

それとともに、今回については周りに打ってありましたが、かなり大きな直径60センチ、高さが1.8メートルぐらいの松のくいなのですけれども、そのくいが200本ほど抜けてしまいまして、そのうち100本ほどは流失をしておりましたので、そちらのほうもあわせて布設直しをしていただいたと、打ち直しをしていただいたという状況でございました。以上です。

（加藤）あと、ちょっと私も予算書を見てこなかったのですが、これはあるかもしれない、ないかもしれないという状況ですよ。これは本当に自然のものでありますから、なのですけれども、当初予算には予定として例えば水が上がったときの整備費というふうな予算というのとはっていないのでした。というのは、市民から金がないからできないのだからとあちこちから聞こえてきていたのです。だから、お金がないと云って、それはもう整備しなければいけないので、お金があるから、ないからということではないのではないですかねという話は市民の方には伝えてはいたのですけれども、ある人からまたこれって本当に補正を組んで、補正が議決しないとできないのかなとか、いろいろそんな話があったのです。補正はいずれにしても、当初予算の中では毎年ないのでした。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）水が上がった際の予算というのは組んでおりません。ただ、撤去のための費用というのは1回分組んでございます。ただ、1回撤去しますと120万ほどかかってしまいますので、今回撤去しなかったのです、その分は残っているというところで、それとあわせてほかからの流用で先行して作業には取りかかっていたということ、土砂が乾き次第早急にお願いしますということ、今回お願いしまして、11月5日から業者さんのほうには入っていただいたという形でございます。

（加藤）では、撤去のみの予算を組んであるということなのですけれども、



去年はなくておとし、ことしということでしょうけれども、少なくとも来年度の予算の中に多少なりとも計上していくという考えがあるのかないのかを最後にお聞きしたいと思います。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）基本的には来年度予算の話になるかと思いますが、なかなかあるかないかわからない予算を計上というのはちょっと……我々がしてもなかなか通りにくい部分ではあるかと思えます。実際に事が起これば、今回のように後回しには一切しませんので、ほかからの流用によってすぐに行って補正をさせていただくという形で対処させていただきたいというふうに考えております。

（田中）引き続きスポーツ健康課のほうでお願いしたいのですが、パークゴルフ場なのですが、パークゴルフ場とソフトボール場のヘドロ等の除去の業者は同じ業者だったのでしょうか、それとも別だったのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）パークゴルフ場につきましては、日ごろからメンテナンスを行っていただいております吉見の県民ゴルフ場を管理しているところと同じ業者に芝の管理を含めてお願いしてありますので、今回もそちらのほうに依頼をいたしました。ソフトボール場のほうは、また別の地元の業者さんをお願いをしているところでございます。

（田中）料金体系が平米当たりの単価をはじいたところ、パークゴルフ場が80円ちょっとです。ソフトボール場が百二、三円です。そういうことでちょっと聞いたのですけれども、やり方としては、手法としては洗い流しがパークゴルフ場で、ソフトボール場のほうはすき取りという形で書いてありますけれども、この2つの方法なのですが、それに基づく単価なののでしょうか。それとも、ヘドロの厚み等、容積等を加味した単価でやっているのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）パークゴルフ場のほうは、既に行っていただいておりますので、これは確実に施工業者のほうからの金額になりますが、ソフトボール場のほうはいまだにまだ乾燥し切れておりませんので手がつけられておりません。1月、年明けから作業を行うよ

うな形になりますので、この金額については市役所のほうの工事課のほうで設計をした金額になります。ですから、これよりは低い金額でやっていただけるものというふうに認識をしております。

（田中）もう一点、パークゴルフ場のほうは先ほどの説明の中で職員が洗い流し等を先にしたとかという話が出たと思うのですが、その辺の減額というのは相手方に伝えてあるのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）職員がグリーン上のヘドロだけ下に洗い流したという形になっておりまして、その現状を見ていただいて見積もりを出していただいております。

（田中）もう一点、その関係なのですけれども、水が下流から来たと言ったのでしたっけ。それで、上にある、これでは凶面サッカー場とかとなっていますけれども、そちらのほうは管理は別のところに……のほうでしたっけ。管理は別のところになっているのですか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）サッカー場のほうもパークゴルフ場と芝の部分については同じところをお願いしてありまして、スポーツ健康課の管理になっております。ただ、水のほうがサッカー場のほうもつかったにはつかったのですけれども、水が下流へ引いていく際にどうしてもパークゴルフ場のところに土が残ってしまうという、一番下流にありますので、形になります。なお、ソフトボール場については大分古い施設なので、何度も何度も土が上がるたびに削り取っておりますので一番低くなっておりまして、そこが一番被害が大きくなるという形になっております。

（金澤）それでは、質問をしたいと思います。

補正予算の中のまず6ページの債務負担行為の補正の中で、先ほど加藤委員からもありましたが、中学生の海外派遣の委託業務、これが債務負担になっていると思いますが、毎回お聞きしますけれども、この間「広報かがやき」等で海外派遣へ行った生徒さんのいろんなコメントが全員のが出ていて、非常に読んでいとよかったというようなお話が出ていました。当然海外派遣ですから、英語教育等を含めた形の中でそれが推進しているというような形だと思うのですが、私も前からご提案させて

いただいているクラブ活動云々で優秀な成績をおさめた人たちについてもある程度そういうご褒美と言ってはおかしいですが、そういうものをやったほうがいいのではないかというご提案をさせていただいているのですが、それについては検討しますよというお話をいただいておりますけれども、現状どういう状況になっているかまずお聞きしたい。

（学校支援課長）現在中学校2年生を対象にして、ただ先ほど申し上げましたように夏休みは非常に難しいですので、別の時期でできないかということを含めまして調査研究をしているところでございます。派遣候補先につきましては、台湾を有力候補地の一つとして検討してございます。まだ細かいことにつきましてはこれからでございますが、現在そういった状況でございます。

以上でございます。

（金澤）いろいろな計画というのがあるのですが、できれば早く進めていただければありがたいなというふうに思います。

次に、15ページの民生費の中の社会福祉総務費の福祉課のほうで地域福祉計画策定事業ということで、説明では第3次で平成30年度に進めると、改定するというので現在アンケート手続等を行っておりますよというようなお話は承りました。地域福祉計画の策定という状況の中で、鴻巣では在宅医療とか介護連携推進事業ということで28年度には生活支援体制整備事業とか在宅医療の介護連携推進事業、また今年度では地域包括支援センターの運営等で事業を計画していくというようなお話がございましたが、これと地域福祉計画の関連性についてはどういうふうに考えているのかをお聞きしたい。

（福祉課長）この地域福祉計画についてなのですが、まず鴻巣市の計画との関係ということで説明させていただきますと、鴻巣市総合振興計画を上位計画としまして、保健、医療、福祉に関する分野別の計画の地域福祉に関する事項を具体化するものとしています。このため、市において推進している保健、医療、福祉に関する各計画と整合性を図って、支援を必要とする対象者ごとに策定された保健、医療、福祉分野における各部門別計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとと

もに、各計画の施策が地域との協働に効果的に展開させる役割を担っております。そして、基本理念としては人輝く思いやりのあるまちづくりを基本理念としまして、4つの基本目標を設け、その基本目標の1つとして地域を支える担い手づくり、基本目標2として地域を支えるネットワークづくり、基本目標3として誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり、基本目標4として安心して生活ができる環境づくりといった4つの基本目標を設定して地域の推進を目指そうとしております。

以上です。

(金澤) そうしますと、地域福祉計画で来年度改正するに現在アンケートを調査しているというお話でございますが、これの今のご説明ですと保健、医療、介護、いろんな分野で波及してくるという状況だと思っておりますが、平成28年度からやっている生活支援体制整備とか在宅介護連携推進事業、この辺が市のほうが計画にのっとった形で今推進を整備しているという状況だと思いますが、今まで推進してきたものについての市民の要望とかご意見とか、そういうものを伺いながら地域計画等の作成というのも当然関連しながらつくっていかなくてはならないと思うのだけれども、実際平成28年度のこういうような医療事業計画についてのフォローというのはしておるのかどうか確認をしたい。

(福祉課長) まず最初に、アンケートなのですが、今はまだやっておりません。来年の2月ごろに、今年度の2月ぐらいから始める予定で準備を進めております。その中で先ほどの第2次のアンケートの報告書でこの人数が実績ありましたということをご報告したと思うのですが、それと同じような形で第3次のアンケートを来年2月に行って、その中で地域の方たちがどういうふうに今までの計画だとか事業についてどう思っていたのかを吸い取って、それで計画のほうを考えていこうと思っております。

以上です。

(金澤) わかりました。地域福祉計画、これのアンケート調査だと自治体の関係とか、さっきもあつた支部社協の活動方法とか、いろいろあると思うのですが、これからアンケートをおつくりするということであれ

ば、今までの再度言った生活支援体制整備の事業とか医療、介護の連携とか、最終的には地域包括というような医療関係のケアになってくると思うのだけれども、その辺のものを踏まえたアンケートをするのか、副部長にちょっとお聞きしたいのですけれども、その辺はどうするのか。

（福祉こども部副部長）先ほど課長からも答弁ありましたように、健康づくり部のほうと連携を図りながらアンケート調査のほうも実施していくということで、地域づくりの推進、地域福祉計画につきましてはこれまでの地域の住民同士の助け合いということが基本でございますので、この辺を基本にしながら現在社会福祉協議会のほうで進めております地域見守り員ですか、そちらのほうにもなかなか見守りを希望する方と、あるいはプライバシーの関係から見守りを拒否される方といろいろいらっしゃると思いますけれども、そういった中で地域をより安全に、住みなれた地域で長く住んで、高齢者の方も安心して住めるような、そして地域づくりを目指そうということでの地域づくり計画でございますので、その辺を基本に今後も計画づくりを進めていきたいと考えております。以上です。

（金澤）そうしますと、今回のアンケートにはその辺のものを踏まえた形でのアンケートというようなものをするということによろしいのですか。

（福祉こども部副部長）アンケートの内容につきましては、まだ内容を固めておりませんが、その辺は今後とも検討させていただきたいと思えます。以上です。

（金澤）それであれば、今お話ししたようなものを踏まえた形でアンケートの中に組み込んでいただければと思います。

もう一点ございます。1つは、21ページの学校支援課の小学校給食運営事業でございます。給食について、小学校の場合は各小学校単体でやるということで、今回の松原小の水道管とか備品購入で常光小のフライヤーの買いかえとかいうようなものが、恐らくこれほかの小学校でも今後いろんな枠が発生してくると思うのですが、こういう備品購入とか、こ

ういうものというのは当初予算である程度の大きくりの枠をつくっておいて、実際発生したら徐々にその枠の中で予算を使っていくということは質問してはまずいのかな。というような考えというのはどうなのですか。

（中学校給食センター所長）給食用の機器、調理機器たくさんございます。点検はしていますので、計画的に老朽化したものについては入れかえをするため、予算は計上していますが、やはり機械物ですので、こういうふうに急遽壊れてしまう、故障してしまうようなものもございます。そうした場合は、このように補正をさせていただいて対応しているというところでは。

以上です。

（金澤）だから、それはわかるのですが、給食というのは毎日出すものだから、早急な内容がありますよね。そうすると、ある程度予算的に大きな枠をつくっておいて、その中で随時部長決裁等で処理するような形がいいのかなという感じはするのだけれども、個々にこういう細かいものも一々発表して、補正予算を出してやらざるを得ないのか、その辺の判断というのはどうなのですか。

（中学校給食センター所長）今現状では、やはり優先順位をつけて計画的に入れかえをしています。それというのは、早い時期、夏ごろに入れかえをしていたりしますので、そうするとこの時期になると予算がないので、補正をするということなのですが、こちらとしては大枠で予算要望をして、その際に備えるというような形はできればしたいところですが、なかなか予算の都合もあるので、現状ではそういうふうになっているという状況です。

（金澤）学校給食の件で最後もう一個聞きたいのですが、平成29年度の当初予算の中の新規事業で給食整備計画というのか、あれが新規事業で出ていますが、これの進捗状況はどういう状況になっているでしょう。

（中学校給食センター所長）委託で調査費ということで組んでおりますが、今現状では委託ということではなくて、内部で今後どうするのかということ協賛はしている最中でございます。

（金澤）では、内部で検討しているという状況なのだけれども、方向性

的にいつごろまでにどういうふうにするかとか、そういうものというのもまだ決まっていない状況ですか。

(中学校給食センター所長) 内部で今協議しているところですが、いつまでにどうするというのは現状ではまだ方向性は出ていないところでございます。

(金澤) そうすると、29年度の新規事業とはいっても今後継続した形でこれが計画するには進むというふうに判断しておいていいのか。今の時期からある程度決まっていなければ、今年度中のあれというのは難しいと思うのですが、それだけ確認させてください。

(中学校給食センター所長) まだ今方向性は出ていませんので、来年度もどうなるかということはあるのですが、引き続き協議していく可能性はございます。

(委員長) 暫時休憩をいたします。

(休憩 午前 11 時 42 分)



(開議 午後零時 59 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校支援課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(学校支援課長) それでは、諏訪委員さんから教科用図書採択協議会のご質問がございまして、それにつきましてご説明をさせていただいたのですが、補足がございましてご説明をさせていただきます。

教科用図書採択協議会の委員につきましては、各市町2名ずつの計8名でございます。保護者代表につきましては調査委員でございますので、事前に各教科用図書の特徴等につきまして調査をいたしまして、この採択協議会でその調査結果の報告を行います。教員の委員につきましても同様に事前に調査をいたしまして、代表者が報告をいたします。委員さんがその報告等に基づきまして、その後審議をしまして、採択案を決定するという流れでございます。この点につきまして補足をさせていただきます。

以上でございます。

(委員長) ご了承願います。

(芝寄) 1点だけお聞きします。

21ページ、学校支援課の小学校給食運営事業について、先ほどから引き続きちょっとお聞きしたいことがあります。備品購入費の厨房機器のところですが、常光小の窯から出火したということで、先ほど加藤委員の質問で内容はわかったのですけれども、そういった事故があつて大したことはなくてよかったですけれども、この事故があつた後、各小学校の委託先とかに点検等は通常ならするのかなとは思うのですけれども、今回これが終わった後に指示等はしたのでしょうか。

(中学校給食センター所長) 点検については、年に1度定期的な点検は行っているところです。それで機器のチェックはしているというところなのですが、この事故を受けて再度ということでは行ってはございません。

(芝寄) では、各委託業者にこのようなことが今回あつたよという、そういった文書なりなんなりは各小学校の委託業者には回したのでしょうか。

(中学校給食センター所長) 今回の事故が常光小でしたけれども、ありましたという話は、注意してくださいという各小学校の調理員さんにはお伝えはしてございません。

(芝寄) 通常考えると、事故が起きた場合にはやはり危機管理ということで、こういうことが起きたということをちゃんと知らせることが必要かなと思ふのですけれども、今後はしてほしいのですけれども、どのように考えますか。

(中学校給食センター所長) 今回一瞬火が立ち上がったということで使用禁止をしていました。確かに機器の故障ということなのですが、事故としては誰かがけがしたとか、何かが燃えたとかということではなかったのですが。

(芝寄) 小学校の自校式だから、学校の中にあるわけですから、児童がいるわけですから、そこでガス、火を使うわけですから、やはりその辺は今回大したことなくてもちゃんと危機管理としてやっぱり知らせる



のは大事かなと思うので、これは要望として今後そういうことがあったらちゃんと徹底して指示をしてほしいなということで終わりにします。

(委員長) 質問にしてください。

(芝罘) はい、質問にします。今後そういうことはしてもらいたいのですけれども、できるかどうかお聞きします。

(中学校給食センター所長) 今回は大きな事故にはなっていないのですが、こういうことを周知しまして予防させていただきたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 0 4 分)



(開議 午後 1 時 0 4 分)

(副委員長) 休憩前に続き会議を行います。

(川崎) それでは 6 ページ、債務負担行為補正のところにつきまして 1 点お聞きいたします。

先ほど金澤委員が質問をされたところでございますけれども、これは中学生海外派遣業務委託についてのところで、部活動優秀な生徒等を台湾にということの具体的な名前を挙げて、検討している最中であるというようにお話ございましたけれども、その場合に中学生海外派遣業務委託という、このような同一事業の中で検討しているのかどうか。財源がかかわってくるものですので、もちろん今すぐということではないのでしょうけれども、将来にわたってそういうことを検討しているということでしたので、その財源の根拠も含めてお聞きしたいと思います。

(学校支援課長) 別枠という形にはなりますけれども、中学生海外派遣業務委託ということになれば、大きく考えればこの委託の中に入って来るものと考えております。ただ、財源等細かい点につきましてはまだ決まっておりません。この中学生海外派遣業務委託、現在はオーストラリアのポーカムヒルズに行っておりますので、これが 2 つに分かれてくるという可能性はあるかと思えます。オーストラリアと台湾という形で分かれてくる可能性としてはあるかと思えます。ただ、現段階ではまだそこまで申し上げられないところでございます。

以上でございます。

（川崎） それでは、15ページのところでお聞きしたいと思います。中ほど、福祉課の障がい者自立支援給付事業につきまして、この給付事業の詳細についてお伺いしたいことと対象者、そしてどのような効果が考えられるのかということについてお伺いをいたします。

（福祉課副参事） それでは、ただいまのご質問なのですが、このシステムの改修費の内容であります。主立ったものと平成30年の4月1日に施行予定なのですけれども、地域生活を支援する新しいサービスとして自立生活援助というものと、それから就労定着に向けた支援を行う新しいサービスとして就労定着支援、こういったものが主立ったものなのですけれども、こういったものが創設されるということで、まず自立生活援助というものは障がい者支援施設ですとかグループホーム等で利用していた人が、障がい者が一人で地域に出たいというような方を対象としたものであります。支援内容としましては、一定の期間にわたり定期的に利用者の居宅を訪問したり、またはそういった方々からの相談、訪問ですとか電話ですとか、そういったのを随時行うと。障がいの方々を地域に出るに当たってフォローしていこうというようなことが新しいサービスということになります。これにつきましても今策定中であります第5期の障がい福祉計画、そちらのほうにも盛り込んでありまして、2人ぐらいは出るのではないかとということで盛り込んであります。

それから、もう一つが就労定着支援、こちらについては就労移行支援、こちらを利用して一般就労をした障がいのある方で就労に伴う環境の変化だとか生活面の課題が生じているものと、そういった方々が対象と。支援内容としましては、障がい者の方々、実際に就職をされたところ、そういったところに事業所の担当者が出向きます。そこで就労が現在どんなようなことになっているのか、順調にいつているのか、はたまた悩みがないのか、また体調のこと、そういったのを企業側と連絡調整をとりまして、より一層障がいのある方が働きやすい状況をつくっていこうというのが就労の定着支援ということになりまして、こちらについても第5期の障がい福祉計画の中で盛り込んであります。月に10日前後、5

人ぐらいということが出てくるのではないかということで、こちらのほうを試算で上げております。

以上です。

(川崎) それでは、再質問でございますけれども、就労定着支援事業につきまして質問をいたします。

いわゆる離職率を防ぐということだと思います。せっかく就労いたしましたしても、その後の人間関係でしたり、さまざまな問題でやめてしまうということがこれまでも問題になっていたかと思います。非常に大事な事業だというふうに認識しておりますが、この間対象者が月に10日ほどで5人ぐらいというような予測でございましたけれども、現在の障がい者の就労の方の離職率というものは把握していらっしゃるのでしょうか。

(福祉課副参事) こちらについての障がい者の就労センターと連携をとっているものでありますけれども、こちらについて実際の離職率というのが正確な数というのが把握できないということもあるのですけれども、それらの離職しそうな方、現在もそういった相談等も来ておりますので、フォロー等はしているのですけれども、正確な数というのはこちらでは把握は今のところはできておりません。

(川崎) このことにより全員が離職しないことが一番望ましいわけですが、まずは現状をよく把握をしていただいて、その後就労定着支援事業を使うことによってどの程度離職率を防ぐことができたのかという検証も大事になってくるかと思っておりますので、その辺については今後きちっと把握していく必要があるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(福祉課副参事) これにつきましては、就労移行支援事業所、市内に3社ほどありますけれども、そちらと連携をさらに密にとりまして、一般就労した方々の今後の動向等をエルミの中に入っております就労支援センターと一緒に連携をとってやっていきたいと思っております。

以上です。

(川崎) それでは、同じページの一番下になりますけれども、健康づくり課にお伺いをいたします。

健康管理システム改修委託料ということで計上されているわけですが、

この具体的な項目といたしますか、内容についてお伺いをいたします。

(健康づくり課長) 今後マイナンバーを使用する際に当たりましての情報連携をする項目でございますが、健康づくり課では妊娠届け出に関する情報と、あと予防接種の実施状況に関する状況につきまして国のほうから追加または変更があるという通知を受けております。そちらについて連携に対応できるように改修するような予定でおります。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 1 4 分)



(開議 午後 1 時 1 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第71号に関しまして反対討論をいたします。

補正予算全てが反対ではありません。当然台風の後始末の適切な対応だとか、給食室の機器の損失に関しての対応など、本当に評価すべきものはたくさんあります。ですが、1つは教育のところ。債務負担行為の小学校教師用の指導書、教師用教科書購入、こちらのほうはいわゆる道徳の教科化に伴うものということで、道徳を教科化することそのものにまず反対をするものです。文科省は、小中学校の道徳を特別の教科とする学習指導要領を改訂しました。これに伴って、2018年度から小学校、2019年度から中学校が新たな学習指導要領で行うということなのですが、道徳の教科化というのはこれまでなかった検定教科書を使用して道徳を教えて、そしてこれまでやっていなかった一人一人の子どもたちの心や道徳を要するに教師が評価するものということだと思います。今までとは次元の違った形で子どもに国家権力が心を教育するような試みではないかということで、これが決まったときにはあらゆるメディアで

いわゆる戦前の教育に戻らないのかと、そういった危惧がされてきました。そういった形で道德の教科化が始まるということです。

それで、先ほどもご答弁いただきましたけれども、既に教科書の選定と、それから指導書の選定が行われたということなのですからけれども、道德の教科書をどのように教えるかというところではグループで話し合ったり、子どもたちの自主性を育てるような形で道德を学ばせるということなのですからけれども、学校で現実には子どもたちの中でいろんな問題が起きていると思うのですけれども、そういった直面する問題を解決する学級活動だとか、あとは自分たちの問題を自主活動でいろいろ解決していく、そういった方法こそが本来の民主教育といえますか、道德教育なのではないかなというふうに私は考えます。

教科化に伴う評価の方法も文言で行うというふうに、いわゆる点数ではなく文言だから大丈夫だというふうに聞こえたのですけれども、教師の多忙化というのは本当にこのところ社会問題化しています。過労死ラインを超えるような長時間勤務が行われているというふうに思うのですけれども、そういった中で新たな教科の文言での評価というのはさらに業務量をふやすことにならないかという懸念もあります。そういった中で今回債務負担行為で予算を出されましたけれども、この点についてまず反対をするということです。

もう一点は、マイナンバーカードのいわゆる制度の拡張なのですけれども、既にマイナンバーのシステムの導入に当たっては非常に多額の金額が使われています。特に厚労省分、いわゆるこちらの文教の関係ですけれども、こちらのほうも今年度予定としては480万円支出総額も既にされているわけなのです。今後もマイナンバーのさらなる拡張をしていく項目がふえるというようなことでありますと、その都度システム改修が必要になってくるわけです。国と県の補助の財源もありますけれども、市財政をやはり圧迫するものというふうに思います。ですので、この2点から今回の補正予算に関しては反対といたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時20分)



(開議 午後1時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第72号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) 9ページです。一番下の歳出の介護保険特別会計庶務事業の委託料、介護システム改修委託料なのですけれども、596万6,000円。業者はどちらになるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 現在介護保険システムを運用しているベンダーは株式会社電算という業者になりますので、そちらに改修費用の委託をします。

(諏訪) 工程の日程というのですか、いつからいつまでぐらいに改修が終わるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 今回の補正をお願いしましたので、それが通りま

した後は来年の年度末までに全ての改修を終了させる予定でございます。  
以上です。

（諏訪）改修の内容を教えてくださいませんか。

（長寿いきがい課長）今回の改修内容ですが、まず1つ目は社会保障・  
税番号制度との情報連携ということで改修が1点、金額的には102万6,  
000円になります。それから、介護保険制度の改修ということで、先ほ  
どは2項目をご説明いたしました。それ以外にまず1つは高額介護サ  
ービス費の見直し、それから処遇改善加算を含む介護報酬の改定、それ  
以外に認定有効期間の上限の延長、それから介護保険適用除外施設にお  
ける住所地特例の見直し、これが今回の改修の範囲になっております。  
以上です。

（諏訪）認定の有効期限の延長ということですが、現在2年まで  
だったと思うのですが、それ以上ということでしょうか。

（長寿いきがい課長）国の改正では、最大36カ月まで更新の有効期限は  
できるよということになっているのですけれども、本市では更新の有効  
期限、現在12カ月になっております。それを上限24カ月までにすると  
いう改修にしています。

以上です。

（諏訪）有効期限の1年間当市が延ばすというのは、何か理由がありま  
すか。

（長寿いきがい課長）国のほうの説明では、現在の介護の更新の認定で  
そのまま、更新をしたけれども、介護度が変わらないというケースが4  
割から5割あるということです。ですので、国としては更新で変わらな  
いのであればそのままさらに1年延長しても大丈夫ではないかというこ  
とで、今回こういう制度改正を出してきたというふうに聞いております。  
以上です。

（諏訪）そうしますと、マイナンバーの連携に関しては102万円、それ  
以外が全て制度の改定の改修費ということになりますか。

（長寿いきがい課長）はい、そのとおりでございます。494万円が制度  
改正用のシステム改修費になります。

(諏訪) かなり高額なような気がいたしますが、積算の何か根拠というか、そういったものがありましたらお願いいたします。

(長寿いきがい課長) 今回の制度改正の改修に関しましては、国から2分の1の補助金が出ることになっております。そして、その国の補助基本額が494万円、その半分の247万円を国からいただけるということになっております。実際にベンダーから出された見積もりは500万円を超えている見積もりだったのですけれども、今回の国の補助基本額、ここに合わせて494万円をベンダーには改修をさせるということで対応させていただきたいということで計上させていただいております。

以上です。

(諏訪) 現在介護保険のシステムそのものの運用というか、メンテナンスを含めて電算さんをお願いしているということですよ。ここの契約期間というのはどのぐらいでしょうか。

(長寿いきがい課長) 平成28年1月から5年間の契約でベンダーと委託契約を結んでおります。32年です。

以上です。

(金澤) 1点だけ聞きます。

この国庫補助金で247万円ということが介護保険事業補助金ということで国から入ったわけだけれども、どういう基準でこの金額になっているのか、その辺説明してくれる。

(長寿いきがい課長) 国はこのシステム改修に当たりまして、市町村の人口によって補助基本額を決めるという形を出しております。本市の場合、人口10万人から30万人未満の市町村というランクに当たりまして、ここの補助基本額が494万円、その2分の1の補助をするというのが国のほうの通知になっております。

以上です。

(金澤) その上の枠とか下の枠というのはどのぐらいなの。

(長寿いきがい課長) では、一番上の指定都市と言われるものから、指定都市が補助基本額が2,900万、半分の1,450万です。それから、次が中核市、人口30万人以上の市町村等で補助基本額が930万円で、補助額



が半分の 465 万円です。その次に本市が該当します。さらにその下、人口 10 万人未満の市町村が 196 万円の補助基本額で、98 万円の補助金です。さらに、人口 1 万人未満の市町村で補助基本額が 92 万円、補助額がその半分の 46 万円になります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) マイナンバーそのものに反対をしている日本共産党です。マイナンバー制度そのものが現在当市においても 1 割、11% ぐらいのカードの取得者だというふう聞いておりますし、実際に市民が使う場面というのは非常に少なく、市民にとっての利便性がないマイナンバーをこのまま続けるということは、先ほどのシステム改修の上でも非常に今後の財政負担を負っていかなければならないということで、こちらも反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 72 号 平成 29 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 3 3 分)



(開議 午後1時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第3号 保育士の処遇改善を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

(諏訪) もう既に本会議場で原文のほうは読み上げさせていただきました。昨日の本会議で加藤英樹議員から質問をいただいておりますので、その続きでお願いをしたいと思います。

(委員長) 諏訪委員、本会議は本会議、委員会は委員会ですので、別でお願いいたします。説明はございませんか。

(諏訪) 原文は既に読み上げまして、お手元にあると思います。昨日本会議場で幾つか質問がございまして、その中で1つは東京都で行った調査の件と、それからできたら東京都ではなくて県や市レベルでは何か調査を行ったことはないのかというようなこともいただいております。その点を先に述べさせていただきますとよろしいですか。

(委員長) はい。

(諏訪) 全体的には保育士の処遇改善を求めるという請願となっております。東京都の保育士の実態調査というものが、これは東京都福祉保健局で平成26年3月に行われていました。そのほかには各市町村でやったという記録が昨日の時点ではとれませんでしたが、埼玉県でこういった保育士の現状の調査を行ったというのも残念ながら昨日の時点では出てまいりませんでしたので、東京都の保育士の実態調査、これに基づいてご説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

1番は、保育士さんが勤続年数がどのぐらいなのかということなのですが、こちらの請願書のほうでも書かせていただきましたけれども、平均約5年なのです。なぜそれほど、せっかく国家資格を持っていながら保育士として就業をしていないのかという調査が行われたわけなのですが、一番はやはりその結果の中で多かったものが……

(委員長) 諏訪委員、よろしいですか。説明の途中ですが。諏訪委員の説明は、ここの範囲を逸脱しているといえますか、まだそのことについて

てきのうの本会議ではどうだったのかという質問は出ておりましたけれども、それについてその中で埼玉県あるいは本市についての統計はなかったということで、それ以上のことはこれから質問が出たらば答えていただくという形で、それについては終結をしていただいでよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 3 8 分)



(開議 午後 1 時 3 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、紹介議員の説明を続けます。

(諏訪) では、議請第 3 号 保育士の処遇改善を求める請願書についてご説明いたします。

平成 29 年 11 月 27 日、鴻巣市議会議長、金澤孝太郎様。請願者、住所、鴻巣市大芦 1507-3。氏名、鴻巣市社会保障をよくする会、代表、中島光知子。紹介議員、竹田悦子議員、菅野浩子議員、そして私諏訪三津江です。

1 点目の件名です。保育士の処遇改善を求める請願書。2 点目、要旨。国に対し待機児童をなくすとともに保育の質を高めるために保育士の処遇改善を求める意見書を提出してほしい。3、理由。我が国は、急速に少子化が進む一方で共働き家庭や不安定雇用の増加などによって保育士を利用する子どもたちが増加の一途をたどっており、希望する保護者の誰もが安心して子どもを預けることができる量、質ともに充実した保育の確保が急務となっている。ところが、待機児童を解消できない保育所不足に加えて、保育士の不足が顕在化し、正規、非正規を問わず退職者の補充すらできないケースが全国各地で起き、待機児童対策が進められない深刻な状況となっている。毎年保育士資格者が 4 万人近く養成されているにもかかわらず、全国的に保育士が不足している要因は、他の産業に比べて賃金が安い上、労働時間の長さや不規則な勤務があり、過酷な労働条件や責任の重さから保育士をやめてしまう人が後を絶たないた

めである。東京都の調査によると、就業中の保育士の平均勤務年数は5年以下の人が7割から8割を占めており、保育の質の低下が危ぶまれる事態となっている。保育士の処遇改善が一向に進まない背景には、国の保育士配置基準が保育現場の実態に即していないことや、公定価格に昇給財源が十分見積もられず、経験給の加算が11年で停止してしまうなど、国が保育士の処遇改善のための方策を怠ってきたことにある。よって、全国どこの地域でも保育士の専門性が発揮でき、働き続ける見通しが持てる保育士の処遇を実現するため、国として以下の対策を講ずるよう強く要望する。

1、保育士の配置数の適正化など、認可保育士の運営費を大幅に引き上げること。

2、11年で頭打ちとなる早期退職を前提とする賃金の設定を改善すること。

3、非正規職員の正規化を進めるとともに、均等待遇を図ること。

4、今年度から導入されたキャリアアップ制度に基づく処遇改善については、研修とは切り離すこと。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（市ノ川）今諏訪委員の報告ですと、東京都の調査、平成26年3月とありましたが、今現在はこの数字はやっぱり同じようなものなのでしょうか。

（諏訪）東京都の保育実態調査報告書に基づきますと、平成26年3月に行っているのですけれども、この後は行っていないと思われま。

（市ノ川）それと、1、2、3、4とありますが、2番の11年で頭打ちとなる早期退職を前提とする賃金の設定を改善とありますが、11年を過ぎても幾らか改善されていると思うのですが、これは事実ですか。

（諏訪）こちらは、2016年の参議院の内閣委員会の中で委員のやりとりがありまして、国のほうでもこのように言っています。「新制度の施行以前につきましては、平均年数を10年を超えますと15%で打ちどめだっ

たのですが、新制度の施行に当たりましてはこれを11年にし、また加算率を1%ふやしたところでございます」ということで、新制度が始まった時点で11年のようになりました。

(市ノ川) その下の3なのですが、非正規職員を正規化を進めるとともに均等待遇を図るとありますが、国の処遇の改善ですと正規職員も非正規職員も改善の対象となっているとあるのですが、これはいかがでしょうか。

(諏訪) 改善の対象にはなっておりますが、もともと非正規職員と正規職員との間の処遇に大きな開きがあります。ですので、非正規職員をやはり正規化することがより賃金がきちんと支払われるということです。

(市ノ川) では、その下の4番なのですが、今年度から導入されたキャリアアップ制度に基づく処遇改善については研修とは切り離すこととありますが、これは切り離してはいけないものなのではないでしょうか。

(諏訪) キャリアアップ制度は、昨年から行われている(P.66「今年度から」という発言あり)発言ののですけれども、要件がいろいろあります。というのは、15時間の研修を4回受けなければいけないと。それも要するに保育士さんが、15時間というのは丸々2日だと思っておりますけれども、それを要するに実務につかないで休暇をとって研修を受けなければならない。保育園のほうとしてはあいた保育士さんを埋めていくのが大変ということで、実際的にはこのキャリアアップ制度を使っているところが今のところ非常に少ないのです。ですので、研修はもちろん必要ですので、研修は研修ですけれども、キャリアアップといいますか、処遇改善のための賃金アップになるような改善費は必要ですので、切り離して考えてくださいということです。現在はキャリアアップ制度というのは研修の15時間を4回することをつくという、そういった内容になっています。

(田中) 一応この文書もそうなのですが、東京都の例を挙げて言われているのですけれども、やはり埼玉県もしくは鴻巣市という中の退職率、どの辺で何年ぐらいで退職しているかというのがまるっきり調べようというあれはなかったのですか。

(諏訪)これは、一議員で調べられるものではないと思っていますの  
と。といいますのは、全国的に保育士が不足しているという問題はどこ  
でもあるわけですが、どこでも調査はきちんと行われているかとい  
うと行われていません。そして、厚労省で既に行ったものが各自治体  
に調べなさいよといって行ったものがあります。それも膨大な量で、ち  
よつと済みません、きょうは打ち出してはいないのですけれども、そ  
して東京都で唯一インターネットでもちゃんと示しているというもので  
す。できましたらこれも東京都もではどういったところがやっているか  
という、東京都の福祉保健局が行った実態調査ということになります  
ので、これが大きく例えば鴻巣市と全然違うのではない、そういう内  
容ではないと思っています。これが非常に特徴的にあらわれているの  
ではないかというふうにも思っております。もちろん人口形態だとかい  
うものは大きく違いますけれども、保育士さんが実際に勤務できない  
理由というものはそれほど大きく変わらないと思っています。

(田中)またこの文書の中に待機児童のことが書いてありますが、鴻  
巣市ではないとかという話は議会の中でも報告がなされておったと思  
うのですが、そういうことをあえて書きながら国のほうにというのは、  
鴻巣が状況が違う部分もあるのですが、あえて全国の中でもどこに対  
してというのがちょっと……全体のことに対して鴻巣市民が、鴻巣市  
議会が言うべきものかなというのもあるのですけれども、その辺に対  
してはどのようにお考えなのか。

(諏訪)待機児童の問題は、確かに当市においては小規模保育所が非  
常に多くでき、一番多かったゼロ歳、1歳、2歳の待機児童を解消し  
たというのは、これは市の努力だと思います。ですが、それは待機児  
童を解消していくという、そういった施策が常に求められているのは  
どこの市町村でも同じだと思います。小規模保育がどういったもの  
なのかというのは既に皆さんご存じだと思いますけれども、今までの  
保育基準を大きく緩和したものになっております。例えば園庭が必要  
ない、保育士の数は半分でよいという、そういった内容なのです。そ  
れらがよいかどうかというのはまた別の話ですけれども、待機児童と  
いうのは鴻巣市がなく

なったから、では必要ないのかと、そういうことではないと思います。これは、もう全国的に待機児童の問題がやっぱり解消するというのは国も言っていますので、それは入れたほうが良いと思っています。

(田中) 一応国の話が今出てきたと思うのですが、処遇改善はされていないとかという話だったけれども、今までの中に処遇改善というのはされているということは多分……全然されていないと言い切ってしまうのですけれども、私なんかの調べでは処遇改善はされてきているというふうに思うのですが、その辺についてはどのように解釈をしているのでしょうか。

(諏訪) 微々たる数字で改善はされています。例えば1カ月2,000円だとか6,000円だとかという金額になります。処遇改善は行われてはいるとは思いますが、ただ、圧倒的に量として少ないと思うのです。といいますのは、保育士さんの問題出てきていますけれども、いまだにこれが改善されていないというところにあらわれていると思っています。現在もほかの産業の平均と比べると本当に圧倒的に低い賃金で仕事をされています。この前社会保障をよくする会の会でも現在保育士として働いている方が10年間勤続していて、手取りで幾らだと思えますかと福祉こども部長にお尋ねになられましたけれども、はっきりとお答えできなかったのですが、その方は民間の社会福祉法人の保育園で仕事されて、10年間正規の職員で働いていましたけれども、手取りといいますと13万円ですということをお話しされていました。現在そういう状況だと思えます。東京都で調べた収入、年収に関しても平均年収、これは東京都ですが、東京都って鴻巣市に比べたらもうちょっと賃金は高いのですけれども、東京都でさえも平均年収が212.4万円、正規の平均年収が269.2万円、パートの方は104.1万円、こういった年収となっています。これらを見ても処遇改善が必要というふうに判断いたします。

(田中) 今他産業の収入の話がされたと思うのですが、本会議ではちょっと極端な言い方をして10万円も違うのだぐらいの話を言われたかと思うのですが、今の説明の中でも年間100万円ぐらい違うような説明だったのですけれども、その辺はどれを基準にして言っているのだから、一応

話の中では10年働いてとかの人の話のようすけれども、それが東京都のどこの職場とか、どういう産業だとか、この地方の保育士の場合とどのように違うのかという具体例みたいなほうができればわかりやすい、大ざっぱに言って金額が極端に離れている言い方だったので、その辺をうまく精査して説明していただければ助かるのですけれども。

(諏訪) 全産業の平均より10万円安いというのは、これはもう普通のメディアで言われていることです。そして、先ほど申し上げましたのは東京都の調査の中で実際にこれは保育士の資格を持っている方、それから実際に保育士の仕事をしている方々を対象にして行った中での平均年収です。

(田中) 今の10万円というのがちょっとひっかかるのですけれども、普通給料体系の、年齢が幾つぐらいとかでというような基準をたしか言っていたので、他の全産業と比べて保育業界が10万円安いという今の説明だと、どうしてもえっというふうに言わざるを得ないので、もっとわかりやすい基準、さっき10年働いたらとかというところでどれだけ違うのだという言い方のほうがわかりやすいと思うのですけれども、本当にこの10万円と、ただそんなに違うのかなというふうに思えるので、その辺もう一回ちょっと説明お願いします。

(諏訪) 請願書の中には一応金額的なものは特に明記していないと思います。いないのですけれども、比較をどうするかというところなのですが、全産業の平均月収から10万円違うよというのは、これは一般的なメディアで言われているものです。例えば東京都の年収でいいますと、先ほどは平均で申し上げましたけれども、例えば正規職員で一番多い層が、年収でいいますと100万円から300万円未満、これが46.2%です。そして次に多いのが300万円から400万円未満、24.6%ということです。100万円未満というのも数%ありますということです。そして、この給料に関しては、満足度というところでは非常に不満を持っているというのが何%かという、40%以上ということになっています。

(田中) ここでちょっとほかの質問をさせてもらいたいのですけれども、先ほど市ノ川委員の質問の中からの答弁で、キャリアアップ制度に関し



での研修が何かうんと長いような説明をしたような気がするのですけれども、7.5時間の2日というふうに私なんかは思ったのですけれども、何かもっと長く言われて、合計2日は合っていたのですけれども、15時間の研修ということでもいいのだと思うのですけれども、それで要するに市ノ川委員とも私の考えも同じなのですから、やはり研修を受けることが保育の質の向上につながるのだというふうに私は考えるのですけれども、やはり諏訪委員の説明では、給与を中心に考えるから研修とは離せというような説明だったのですけれども、研修とその辺の……研修を受けて質を向上させた人に対しては、やはり金額とかを上げてあげたいというのが一般の人の考えではないかなと思うのですけれども、その辺はちょっと違うのかなというふうに思うのですけれども、もう一度ちょっと説明をお願いします。

（諏訪）キャリアアップの仕組みの中での研修ということなのです。キャリアアップ制度というのでしょうか。これは、昨年12月の朝日新聞の記事ですけれども、いわゆる中堅保育士に新役職、月給4万円増へという見出しで出ました。ちょっと読みます。済みません。

「厚生労働省は、私立の認可保育所で働く保育士向けに、来年」、これは昨年の12月ですので。「来年4月から新たな役職を設ける方針を固めた。勤続7年以上になる中堅保育士が対象で、毎月の給与に4万円を上乗せする。人材不足が深刻な保育士の離職を防ぐ狙いがある。公立保育所や認可外保育所には適用がされません。私立の認可保育所の給与は、公定価格に基づき、勤続年数に応じて毎年5%から16%の加算がされる。勤続11年で頭打ちになる一般的な保育所には園長と主任保育士がそれぞれ1人ずついるが、それ以外の保育士については役職に応じた増給ができていく仕組みだ。そのため、他の職種との賃金格差が生じる一因となっている。そこで、月給に4万円を上乗せできるポストとして主任保育士に次ぐ役職の副主任と、保育に必要な高い専門性を身につけたリーダー職を創設、7年以上の勤務経験があり、厚労省が指定する研修を修了した保育士を対象とする。副主任やリーダーを配置できる人数は、保育所の規模に応じて決める。研修では、障がい児保育や食育、保健衛生と

いった専門6分野や組織マネジメントについて学ぶ」。

ということで、キャリアアップの研修を受けることで月給が4万円という抱き合わせのシステムということになります。これに関しては、市内の保育園の園長とお話もしましたけれども、キャリアアップがどういった問題点があるかと、その保育園も市内もキャリアアップ制度を多分使っているところ、申請しているところないと思うのですが、4万円の新しい処遇改善がされるのに、なぜキャリアアップを使わないかというところで、市内の保育園の園長さんもおっしゃっていたのですけれども、キャリアアップを導入して非常に怖いなという、導入すると怖いなということをおっしゃられていたのですが、副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーを設けて、国が定めた研修を受けることを条件に、副主任保育士、専門リーダーであれば4万円、職務分野別リーダーには5,000円の加算をつけるとしている、またこれとは別に民間に勤務する、これは全職員に対して2%、6,000円処遇改善を実施する。予算として国では500億円を充てて、国が2分の1、自治体が2分の1の負担ということが出されたのですけれども、これもいいかもしれないけれども、全体の底上げを図ることが必要だということと、研修をさせるために15時間、4回、その間の保育士を充てなければならぬ園側の、要するに事業者側の負担があるということ、保証されていないということなのです。そういうことがあって、これは非常に使いづらいものだということなのです。ですので、研修制度はもちろん必要だし、そのために保育士が例えば1週間とか2週間きちっとした研修を受けるために、それなりの国の補助があるほうがいいということなのです。ですから、キャリアアップの研修を受けるために保育士が手すきになってしまうことのほうが怖いということをおっしゃられていました。

(田中) 今の話では、研修は受けることはいいというような話に変わってはきていると思うのですけれども、穴埋めが少ない、要するに研修中のことがちょっと心配だというような説明だったと思うのですが、一応それは制度の中でできてきているのではないかなというふうに思うのですけれども、ただこれに関してキャリアアップ制度に対して出たくない

というと、ただ出なくても処遇改善の賃金アップだけを目指すように捉えられてしまうのですけれども、研修に対する保証、要するに穴埋めです。行っている間の、当然休暇がとれるかとか、保育所自体がスムーズに運営できるかという問題というのは、また別個の話ではないかなというふうに私は捉えるのですけれども、その辺は切り離しては考えられないものなのではないでしょうか。

（諏訪）この請願書は、4番、今年度から導入されたキャリアアップ制度に基づく処遇改善については、研修とは切り離すこと。ですから、研修はしなくてもよいということではなくて、研修と抱き合わせにしないことということをお求めています。市内の保育園を回りますと、保育士さん皆さんいろんな研修に行かれています。それは、皆さんご自分の休暇を、日曜日だとか土曜日だとか、そういったものを使ってされているのです。そういった意味で保育士さんは、みずからご自分の保育の質を高めるために研修はさまざま行っています。

ただ、このキャリアアップの毎月4万円の処遇改善を求めるためにわざわざ15時間を4回、どうやって確保するということとためらうということと、もう一つはキャリアアップを使うことによって、保育士さんの賃金格差がそこで生まれることもちょっと懸念されるというようなことは話されていました。

（田中）ちょっと考え方が、私とか市ノ川さんとは多分違うのだと思うのだけれども、やはり研修を受けたから処遇改善を図ってもらいたいというのも当然考え方の一つにあるかと思うのです。それと、さっきちょっと研修時間、15時間を4回というのは、それちょっとその辺半分のようないふうに勉強してきたのですけれども、ちょっとその辺は確認できないのでしょうか。諏訪委員が言っているのは15時間で4回で2日と言っているから、私が言っているのは7.5時間の2日で15時間というふうに理解しているのですけれども。

（諏訪）15時間を4回。15時間というのは、日にちに換算すると2日ですと、そういうことを申し上げたつもりなのです。

（何事か声あり）

(諏訪) 普通に労働時間から換算しますと1日8時間ですよ。ですので、15時間というのはそういう意味で2日ですねと、そういうことで申し上げました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時10分)

---

(開議 午後2時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

保育課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(保育課長) 先ほどの諏訪委員さんの答弁の中で、幾つかちょっと疑問に思う点がありましたので、ちょっと修正というかさせていただきたいと思えます。

まず、今回のキャリアアップ研修が課せられている処遇改善なのですが、先ほど昨年度からということではございましたけれども、平成29年度、今年度から開始されている処遇改善となっております。こちらについては、研修については今年度、29年度については特に課せられていなくて、30年度以降こちらのほうをやる場合には必ず研修が必須という形となっております。

それと、先ほど来出ています研修なのですが、まず副主任保育士、月額4万円の処遇改善を受ける方というのは、やはり4つの分野についての研修が必要になってきますので、60時間とおっしゃっていましたが1分野が7.5時間掛ける2になってきますので、そちらのほうは4つ。ただ、職務分野別リーダー、月額5,000円の処遇改善をされる方については、それぞれの分野の研修を受ければということになっております。

それと、あと公定価格の中に保育士が研修に参加する費用分ということで、保育士1人当たり研修代替保育士として今まで年間2日分の費用が入っていたのですが、これが29年度から3日分ということになっております。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

ほかに質疑はありませんか。

(芝寄) 昨日の本会議の中で、鴻巣市は制度を使っていないというところが発言があったのですけれども、私聞いている中だと使っているところがあるので、きのうのきょうで、その辺は聞きましたか。

(諏訪) 確認していません。済みません。

(芝寄) 保育課長、たしかあったなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

(保育課長) 今年度実施している園はございます。1園、処遇改善ということで申請されている園があります。ただ、この後できた新しい小規模保育事業所については、ちょっとまだ申請上がってきておりませんので、そちらについては確認とれておりませんが、1園は申請がございます。

(芝寄) あと、平均勤続年数が5年以下が東京都が7割、8割ですか、ということになっていますが、鴻巣市のはご存じでしょうか。

(諏訪) 存じ上げていないです。調査の資料がございましたので。

(芝寄) 私たちが聞いているのは、鴻巣市は3割というふうに聞いているのですけれども、これは合っている数字かとは思っているのですけれども、3割としたら、東京都のこの差をどう紹介議員は考えますか。

(諏訪) 鴻巣市で要するにさきに述べた東京都の平均の勤続年数よりさらに低いということでしたら、さらに鴻巣市頑張らなければいけないというふうに思います。といいますのは……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時28分)



(開議 午後2時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諏訪委員、続けてください。

(諏訪) そうしましたら、鴻巣市は処遇がよいということになるかもしれませんが、では、なぜそこに就労していますかという、そういった逆に

アンケートのようなものをとられてのことかどうかわからないのですが、要するに勤続年数は長いですよということですよね。

(勤続年数は長いの声あり)

(諏訪) なぜ長いのかは、その辺の分析データを確実に、済みません、わからないので、何とも言えませんが、その数字だけを見ますと、給与が安いことがやめる一番の理由だということからしますと、処遇がよくなったのかというふうには思います。

(芝寄) 次行きます。

質問の中で2番で、11年というものが出てきますけれども、早期退職者という意味で言っているのですけれども、質問が重なるかもしれませんが、もう一度ここをよく、どういった趣旨で言っているのかお願いいたします。

(諏訪) 要するに11年までは処遇加算がついているよ(P.70「11年以上も12%はつく」との発言あり)ということなのですけれども。ですので、11年までには保育士さんがやめていくだろうということだと私は判断しまして、その早期退職を前提とした11年停止になっているというふうに理解しています。

(芝寄) そうすると、この早期退職という文言は、個人的な感覚の問題ですよ。

(諏訪) そうです。早期退職といいますか、その言葉は、勤続年数として11年以上は少なくなるよという、そういう意味での早期退職という表現を使っています。

(芝寄) 続きまして、本会議の質問で、10年間給与が変わっていないと言っておられましたけれども、先ほども微増でもふえているというふうに紹介者からも出ていましたけれども、微増であるのであれば、全く処遇は改善されていないという、その文言との整合性をどう見ますか。微増でも。

(諏訪) 何度も申し上げますけれども、要するに全産業の労働者の平均賃金から見ると非常にもともと低い賃金状況で仕事をされているわけですので、その中で微増というのは本当に月1,000円とか2,000円なのです。

ですので、ほとんど変わらないということで、大きく変わっていないからという、そういう意味で使っています。

(芝寄) では、そういうところでキャリアアップ制度というのが本年度から始まったと私は認識しているのです。園長がいて、副園長がいて、主任、役付は副主任ぐらいまであるのかな。そうすると、あとはみんな真っ平らなわけですよ。そうすると、園のほうも差をつけづらくて、やっぱり給料的にも、そういった仕組み自体が給料上がらないのもあるというふうに私は聞いておるし、認識しておるのです、仕組み自体が。そのためにキャリアアップ。では、どのようにしたらアップするかということで、ではただで上げるわけにはやっぱり国もいかないわけではないですか。やはりそこで研修というものが出てきて、そこで差をつけようというふうになってくるわけです。キャリアアップを受けた4万円のも、人数制限とかいろいろありまして、確かに問題はあるかもしれないけれども、今までとは違った賃金アップのための第一歩だと私はこれは思うのですけれども、その辺はどう考えますか。

(諏訪) 私は、全ての保育士さんの処遇アップがやはり一番大きなものになって、昨日の本会議上でも申し上げましたが、公定価格そのものが低いということが一番の問題なのです。もちろん経験年数を積んだり、研修をたくさんした方が保育の質を高めたり、そういったところになるわけで、そこに処遇がうんと加算されるのは、それはいいと思います。ただ、この4番で申し上げているのは、キャリアアップ制度が研修と抱き合わせでというところ、研修制度も先ほど15時間を4分野研修をしなければならぬというような、その抱き合わせがよくないよということで4番を入れているのです。ですので、研修とは切り離した上で処遇改善が行われることを望みます。というのは、勤続年数が例えば5年以上、10年以上の方にはこれだけさらに処遇改善がされますよというところでの4番になります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時34分)



(開議 午後2時36分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

保育課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

(保育課長) 先ほどの説明の中で、11年以上になると加算がなくなるといってお話だったのですけれども、11年以上も12%ではありますけれども、11年以上の方、15年の方でも12%はつきますので、そちらのほうだけ訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(田中) 議請第3号 保育士の処遇改善を求める請願書に対し、反対の立場で討論いたします。

平成25年度には安心こども基金において約2.85%の処遇改善に始まって、27年度には公定価格に3%組み込む処遇改善を行ってきました。そして、本年度は2%、約6,000円の処遇改善と、技能、経験に着目した処遇改善、最大4万円をしてきました。本俸基準額は、平成27年、19万7,260円、平成28年、19万9,920円、平成29年、20万1,450円と増額をしております。また、安倍政権の看板政策、人づくり革命の実現に向けた政府の2兆円の政策パッケージ案の全容が、4日明らかになりました。それによりますと、待機児童解消に向けた保育士の人材確保のため、2019年4月から月3,000円相当の賃金引き上げを行うと明記されています。また、鴻巣市でも参加事業所があるキャリアアップ研修を受けることによる処遇改善は、保育の質の向上とともに必要であると考え、議請第3号には反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)



(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(芝寄) 議請第3号 保育士の処遇改善を求める請願書について反対の立場で討論いたします。

請願理由にありますように、確かに近年少子化が進み、以前とは家庭を取り巻く環境は大きく変わっております。しかし、政府は今までもその時代時代に合った最善の施策をそのときの限られた財源の中で行ってきております。本年9月に示された人づくり革命の中でも、これからの保育所の人材確保のための施策も含まれており、そして12月に入り、この人づくり革命の中身も明らかにされ、待機児童解消に向けた人材確保のため、2019年4月から行うと明記しました。そこで、請願理由の中の「退職者の補充すらできないケースが全国各地で起き、待機児童対策が進められない深刻な状況となっている」とか、「国が保育士の処遇改善のための方策を怠ってきたことにある」とありますが、既に今までも取り組んできております。そして、人づくり革命においても一層取り組むことを明記している以上、本請願を取り上げることはないと考え、反対いたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第3号 保育士の処遇改善を求める請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第3号は不採択とすることに決定しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

( 閉 会 午 後 2 時 4 1 分 )